

長崎県立青少年教育施設指定管理者募集要項

長崎県教育庁生涯学習課

令和2年7月

目 次

1	募集方法及び施設の名称、所在地	1
2	施設の概要等	1
3	指定管理者が行う管理の基準	1
4	指定管理者の指定（予定）期間	3
5	指定管理者が行う業務の範囲	3
6	指定管理者と県又は県教育委員会の役割分担	4
7	指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担	4
8	業務の運営と組織	6
9	モニタリングの実施	6
10	管理運営経費等	6
11	指定の申請にあたっての留意事項	6
12	指定管理者の指定の申請	7
13	現地説明会	9
14	指定管理者の指定	9
15	指定管理者の選定方式等	10
16	募集要項等の配布	10
17	その他	11
18	質問及び回答	11

長崎県立青少年教育施設指定管理者募集要項

長崎県立佐世保青少年の天地（以下「佐世保青少年の天地」という。）長崎県立千々石少年自然の家（以下「千々石少年自然の家」という。）及び長崎県立世知原少年自然の家（以下「世知原少年自然の家」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号、以下「天地条例」という。）の第2条及び長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号、以下「自然の家条例」という。）の第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 募集方法及び施設の名称、所在地

募集にあたっては、以下の3施設について、一括で管理・運営を行う指定管理者を募集します。

施設名称	所在地	設置年月
佐世保青少年の天地	佐世保市烏帽子町376	昭和44年7月
千々石少年自然の家	雲仙市千々石町乙1486-2	昭和49年4月
世知原少年自然の家	佐世保市世知原町赤木場17-2	昭和50年12月

2 施設の概要等

(1) 青少年教育施設の設置目的

佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家及び世知原少年自然の家は、青少年を大自然に親しませ、集団宿泊研修や自然体験活動を通して、その健全な育成を図ることを目的として設立された社会教育施設です。

(2) 施設の概要

施設名称	主な施設・設備
佐世保青少年の天地 検索	定員450名（夏場650名） 宿泊室（46室）、研修室（3室）、学習室（2室） 食堂、浴室、ロッジ棟、ケビン（5棟）、セントラルロッジ、多目的ホール、キャンプ場、プレイグラウンド、テニスコート、野外遊具場、天体観測車
千々石少年自然の家 検索	定員250名（夏場350名） 宿泊室（16室）、研修室（2室）、食堂、浴室、プレイホール、キャンプ場、ログケビン（5棟）、スポーツ広場、冒険の広場
世知原少年自然の家 検索	定員200名（夏場350名） 宿泊室（20室）、研修室（2室）、食堂、浴室、プレイホール、つどいの広場、芝運動場、キャンプ場、炊飯棟、冒険の森

3 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

(1) 公平性の確保

各施設の管理運営にあたっては、住民の平等な利用について確保して下さい。

なお、県教育委員会主催等の公共性の高いものについては、優先的な利用を確保してください。

(2) 関係法令の遵守

指定管理者が施設の管理運営業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する必要があります。

(3) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、長崎県個人情報保護条例第 11 条の規定に基づき、別途締結する協定書において、「受託者が講ずべき安全確保の措置」として県が明示した措置を実施していただきます。

また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。(退職後もその対象となります。)

違反した場合は、同条例に規定する罰則の適用があります。

(4) 開館日

開館日は、天地条例第 6 条及び自然の家条例第 6 条の規定に基づき、次に掲げる休館日を除いた期間とします。

年末・年始(12月28日～翌年の1月5日)

毎週月曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日にあたる時は、その翌日)

【 については、佐世保青少年の天地を除く】

なお、指定管理者は、やむを得ない事由があるときは、県教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができますので、事業計画書の中で提案してください。

(5) 利用料金

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく、「利用料金制度」を採用します。

利用料金制度とは、来館者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになるので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

また、利用料金は、天地条例第 10 条第 4 項及び自然の家条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、規模、形態等において類似の施設の同種料金(現行の利用料金を含む。)と比較して、均衡のとれた設定が求められます。現行の利用料金に関する別添参考資料 1 の「現行の施設利用料金・減免規定等」を参照のうえ、適正と考える利用料金について提案をしてください。

なお、最終的な利用料金は、県教育委員会と協議のうえ承認することになります。

(6) 利用料金の減免

県教育委員会があらかじめ指定する利用については、天地条例第 11 条及び自然の家条例第 11 条の規定により、公益上その他特別の理由があると認め、利用料金を減額し、又は免除してください。

なお、原則として次の各号に該当すると認めるときは、利用料金を減免するものとします。

県又は県教育委員会(県立青少年教育施設を含む)の主催・共催による事業等を無料で開催するときは、その利用料金を全額免除する。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するときは、その利用料金を全額免除する。

障害者及び介護者が施設を利用する場合は、その利用料金を全額免除する。

指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは、その利用料金を全額又は 5 割相当額を免除する。

4 指定管理者の指定（予定）期間

- (1) 指定（予定）期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。
ただし、世知原少年自然の家については上記期間の終了日を変更する場合があります。
- (2) 指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。
- (3) ただし、県は地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。
- 協定事項に違反したと認められる場合
 - 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合
 - 解散した場合
 - 経営状況などにより、業務を適切に遂行できない恐れがあると認められる場合
 - 社会的信用を損なう行為などにより、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

5 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は(1)～(6)のとおりとします。

ただし、業務内容の全部または主要な部分を第三者に対して委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとします。

- (1) 各青少年教育施設の利用に関する業務
- ・年間の利用計画の調整及び管理
 - ・施設の利用許可申請の受付、利用許可証の交付
 - ・利用料金の徴収（減免を含む）
 - ・入所者への食事などの必要なサービスの提供
 - ・利用者の安全確保及び安全指導等
 - ・その他利用者への対応全般に関すること
- (2) 各青少年教育施設の管理運営及び施設、付属設備並びに備品の維持及び修繕に関する業務
- ・詳細については、別添の「管理運営業務の内容及び基準等に関する資料」によるものとします。
- (3) 各青少年教育施設の主催事業に関する業務
- ・主催事業とは、青少年教育施設の設置目的を実現させるために施設自らが企画し、参加者を募集して実施する事業です。
 - ・青少年教育施設における主催事業は、
青少年教育を担う指導者の養成・資質向上を目的とした研修事業
青年、少年等を対象とした多様な体験活動事業
に分かれますが、各青少年教育施設の立地条件を活かした特色ある主催事業を計画・提案してください。
詳細については、別添参考資料2「令和元年度 主催事業一覧表（実績）」を参照してください。
- (4) 施設の使用者・利用者の平等使用・利用を阻害しない範囲内での、その他の自主事業に関する業務

(5) 災害発生時の緊急対応に関する業務

佐世保青少年の天地は、施設所在市により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の緊急避難場所等として指定されています。その為、地震等の災害が発生した場合は、一時的に避難住民を受け入れるため施設を開錠するなどの対応を求められる場合があります。具体的な指定管理者の役割については、県・地元市・指定管理者で別途協定を締結することになります。

(6) その他の業務

- 庶務・経理事務
- 事業計画書及び収支予算書の作成及び提出
- 事業報告書の作成及び提出
- 各種調査、照会、回答、利用統計
- 給食施設の管理運営
- その他設置目的を達成するために必要な業務

6 指定管理者と県又は県教育委員会の役割分担

指定管理者と県又は県教育委員会の業務分担については、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとします。

項 目	指定管理者	県又は 県教育委員会
(1) 施設の維持管理		
(2) 行政財産の使用料の徴収と使用許可		
(3) 施設等の利用許可及び利用料金の徴収		
(4) 施設・設備の補修・修繕 (1箇所当たり100万円以下の工事)		
(5) 施設・設備の補修・修繕 (1箇所当たり100万円を超える工事)	ただし、協議の上、指定管理者が実施すると決定したものに限る。	ただし、協議の上、指定管理者が実施すると決定したものを除く。
(6) 災害復旧（本格復旧工事）		
(7) 建物共済保険への加入		
(8) 利用者に係る保険の加入		

利用者に係る施設賠償保険は、次のとおり指定管理者が加入する。

対人賠償	1名につき	1億円以上
対人賠償	1事故につき	1億円以上
対物賠償	1事故につき	500万円以上

現在の指定管理者が加入している保険は上記基準を満たしており、指定管理者は、引き続き同一の条件で加入することができます。

7 指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担

指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担については、次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとします。

リスクの種類	内 容	負担者	
		指定管理者	県又は 県教育委員会
利用料収入	指定管理者の責に帰すべき事由による施設利用不能等による収入の減少		
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運営用務に伴う事故及び同内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、反対あるいは要望等		
	上記以外		
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更		
	上記以外		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		
	一般的な税制変更		
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は県教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然又は人為的な現象）に伴う事業履行不能		
施設・設備の損傷・滅失	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
管理責任（第三者への賠償含む）	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		

8 業務の運営と組織

上記「5 指定管理者が行う業務の範囲」の業務を遂行するにあたっては、事務的スタッフのほかに、相当の知識と経験を有する所長及び各青少年教育施設の基本的な性格の具現化や関係機関と連携した事業を実施するため、社会教育主事資格を有する者や、教員免許状又はこれと同等以上の能力を有する者を適正な数だけ配置する必要があります。

また、現在行っている具体的な業務及び組織は、別添参考資料3の「県立青少年教育施設の業務及び組織に関する資料」を参照してください。

9 モニタリングの実施

指定管理者は、利用者のサービス向上等の観点から、定期的に施設の利用者から意見や満足度等を聴取するモニタリングを実施し、その後の業務に反映させるなど、県民サービスの水準を確保するよう努めてください。

10 管理運営経費等

(1) 各青少年教育施設の管理運営に関する全ての費用は、利用料金及びその他の収入並びに県からの負担金をもって充てるものとします。

ただし、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定の修繕及び改良にかかる費用は、県が別途負担します。

なお、県教育委員会が示す基準による減免利用分の利用料金については、年度による特別な事情等がある場合を除き、負担金に含まれているものとして考えてください。

(2) 県が支払う負担金の金額については、各事業年度176,168,000円を上限とし、提出された事業計画書による金額に基づき、県が適正であると認める金額の範囲内とします。

なお、支払い方法等の詳細については協定書で定めます。

(3) 負担金の対象となる経費

人件費

施設維持管理費（ただし、公課費については法人税を除く）

事業費のうち利用料金を適用しないもの

(4) 負担金の精算等

原則として、毎年度定める県の負担金について、精算は行わないものとします。

ただし、指定管理者で実施していただく施設、設備、備品の修繕・工事等の経費については概算で支払い、当該年度終了後に精算するものとします。

なお、1件あたり100万円を超える修繕・工事については、県教育委員会と事前に協議することとします。

11 指定の申請にあたっての留意事項

(1) 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、県内に事務所を有し、管理運営にあたって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保・整備できる者であること。

複数の法人等により構成（以下「グループ」という。）し応募する場合は、次のとおりとします。

ア グループを構成する法人等の中から、代表者を定めること。

イ 代表者を除く法人等は、構成団体とする。

ウ グループを構成する法人等は、単独で、または、他のグループの代表者及び構成団体として応募することはできません。

(2) 応募の制限

応募できる法人等（構成団体を含む。）は、次に掲げる条件の全てを満たす法人等とします。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

申請書の提出期限の日から指定管理者決定までの間において、長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

申請書の提出期限の日以前6ヶ月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

直近1年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納・滞納がないこと。

12 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、県立青少年教育施設指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

(1) 県立青少年教育施設指定管理者事業計画書（下記事項を含む様式第3号）

県立青少年教育施設の管理運営方針に関する事項

管理運営の内容に関する事項

収支計画に関する事項

組織及び人員に関する事項

その他県教育委員会が必要と認める事項

(2) グループで応募の場合

グループ応募構成届出書（様式第4号）

(3) 附属書類

誓約書（様式第2号）

定款、寄附行為、その他これらに類する書類

法人にあっては法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあつては、設立以降の活動状況を記載した書類

役員の名簿及び履歴書

法人等の組織及び運営状況を記載した書類又は諸規程等

法人等の概要に関する書類

ア 法人等の概要（様式第5号）

イ 貸借対照表又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

ウ 損益計算書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

エ 事業（営業）報告書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

イ～エについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、収支予算書又はこれに類する書類の提出に替えること。

設立2年目の法人等にあつては、前事業年度に係る書類を提出すること。

その他

ア 長崎県税及び市町村税の未納がない証明（直近1年間のもの）

イ 消費税及び地方消費税の未納がない証明（直近1年間のもの）

ア～イについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、添付を要しない。

グループで応募の場合、代表となる法人等及び構成団体ごとにそれぞれの附属書類を提出すること。

(4) 指定申請書の提出方法

提出先

〒850 - 8570 長崎市尾上町3 - 1 長崎県庁7階

長崎県教育庁生涯学習課総務管理班

提出期間

令和2年8月31日（月）まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日（以下、「長崎県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

提出方法

持参又は郵送によります。電子メール、ファクシミリによる提出は不可とします。郵送の場合は書留郵便により、提出期限の令和2年8月31日（月）午後5時必着とします。

提出部数

提出部数は、正1部、副9部（副は複写可、またうち一部はコピーができるように製本しないこと）の10部とします。

また、事業計画書及び提出された資料については、一切返却しません。

(5) 指定申請書、事業計画書、附属書類等（以下、「指定申請書等」という。）の作成及び提出上の注意事項

指定申請書の作成にあつては、労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする関係法規を遵守する内容であること。

指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとし、ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位等は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

申請1者につき、提案は1案とします。複数提案はできません。

提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めません。

提出された指定申請書は指定管理者の選定以外の目的で使用することはありません。

提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。

指定申請書等の提出及びその他申請に係る費用については、全て申請者の負担とします。

指定申請書等の記載に虚偽又は不正があった場合、その他申請法人及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、失格とします。

申請団体及びその関係者が、選定委員及び本件募集関係者に対して、本件審査に関して公平を損なう接触を行った場合は、失格とします。

申請受付後に辞退する場合には、応募辞退届（様式第8号）を提出してください。

13 現地説明会

現場の立地及び施設の概要等について参考としていただくために、下記の日程で現地説明会を行います。参加を希望する方は令和2年7月31日(金)午後5時までに現地説明会参加申込書(様式第7号)により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにてお知らせください。

なお、現地説明会への参加の有無が指定管理者の選定に影響するものではありません。

(1) 現地説明会日程

令和2年8月6日(木)午前10時...佐世保青少年の天地

令和2年8月6日(木)午後3時...世知原少年自然の家

令和2年8月7日(金)午前10時...千々石少年自然の家

(2) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁7階 長崎県教育庁生涯学習課総務管理班

TEL 095-894-3362 FAX 095-894-3477

E-mail : s40040@pref.nagasaki.lg.jp

14 指定管理者の指定

指定管理者の選定については、天地条例第5条及び自然の家条例第5条の規定に基づき、次の項目について候補者を総合的に評価して選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

(1) 県立青少年教育施設の管理運営方針

各施設の設置目的の確実な実施について

管理運営を希望する目的・理由について

地域との連携や貢献について

管理運営にあたっての地元雇用や県内発注について

同種施設との連携等について

特色ある管理運営について

住民の公平な利用の確保について

主催事業における特色ある事業計画について

(2) 管理運営の内容

開館日や受け入れ時間等について

利用料金設定(減免を含む)の考え方について

体験活動プログラムの開発について

広報・誘客対策について

食事の提供について

利用者意見の反映について

これまでにない新たな視点や取組について

施設の効用の最大化のための提案

利用者サービスの向上について

安全管理対策・体制について

事故及び災害時の対応体制について

苦情等に対する対応について

個人情報の保護について

感染症予防対策について

(3) 収支計画

収入・支出について

財務状況について

管理経費の縮減について

(4) 組織及び人員

組織及び人員などの運営体制の確保について
専門職の確保と配置について
管理責任者(所長)の確保について
職員の指導育成・研修体制について
コンプライアンス(法令遵守)について

(5) その他

「12 指定管理者の指定の申請」以降に「11(1) 応募資格」に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしないことがあります。
なお、指定管理者の指定にあたっては、事業内容を調整のうえ、県と協定書を締結することとなります。

15 指定管理者の選定方式等

(1) 選定方法

選定にあたっては、公募による申請者の審査を行うため、学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある方などで構成する指定管理者選定委員会を設置し、同委員会において、事業計画書等の提出書類及び面接審査に基づき、別紙の審査表により採点し、天地条例第5条及び自然の家条例第5条に基づく下記の基準により最も優れた申請者を選定します。
なお、面接審査の日時、場所、出席人数等については、後日申請者に連絡します。

選定基準

事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
事業計画書等の内容が、各施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った各施設の管理を安定して行うことができるものであること。
設置者である長崎県との連携が十分に図られるものであること。
県内に事務所を有すること。

(2) 選定委員会事務局の所管

選定委員会の事務局は、長崎県教育庁内に設置します。

(3) 選定結果

選定結果については、申請者に文書で通知します。(令和2年10月頃を予定)

16 募集要項等の配付

(1) 配付期間

募集要項及び別添参考資料は、令和2年7月21日(火)から令和2年8月31日(月)(長崎県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで配付します。

なお、募集要項及び各提出書類の様式については、長崎県教育委員会のホームページからもダウンロードできます。(その他の参考資料については、配付のみの対応とします。)

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-shogai/>

(2) 配付場所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁7階 長崎県教育庁生涯学習課総務管理班

17 その他

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設の運営業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消及び協定の解除をすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害及び第三者に与えた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2) 業務の引継ぎ

当該募集により、指定管理者が交替することとなった場合、指定管理者候補は、指定管理者指定後に県及び現在の指定管理者と、速やかに業務の引継ぎについて協議を行い、指定期間開始までの間の引継ぎ計画を策定し、県に報告するものとします。引継ぎにかかる費用は原則として指定管理者候補者が負担することとし、施設の運営業務に支障をきたさないよう引継ぐこととします。

なお、令和8年3月31日までの指定期間内に指定が取り消された場合又は令和8年4月1日からの次期指定管理者候補者が決定した場合は、施設の運営業務に支障を来さないよう、業務の円滑な引継ぎについて県及び次期指定管理者候補者に対して協力するとともに、業務に関する調査や必要な書類・データの提供を行っていただきます。その際の引継ぎにかかる費用は、次期指定管理者候補者が負担することとします。

18 質問及び回答

(1) 受付期間

募集要項等に関する質問は、所定の質問書(様式第6号)により令和2年7月21日(火)から令和2年8月19日(水)(長崎県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで受け付けます。

(2) 受付期間

郵送又はファクシミリ、電子メールのいずれかで、下記の間合せ先まで送付してください。

(3) 回答方法

回答は、ファクシミリ又は電子メールで質問者あてに回答するとともに、随時閲覧に供します。また、長崎県教育委員会のホームページでも公開します。

間合せ先、提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁7階 長崎県教育庁生涯学習課総務管理班

TEL 095-894-3362 FAX 095-894-3477

E-mail : s40040@pref.nagasaki.lg.jp

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-shogai/>

「管理運営業務の内容及び基準等に関する資料」

1 運営方針等

佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家、世知原少年自然の家（以下三つの青少年教育施設を併せていう場合は「三施設」という。）は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活、野外活動、自然観察等を通して、「生きる力」（自ら考え、自ら判断し、実行する）や豊かな情操及び社会性を培い、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とした社会教育施設である。

佐世保青少年の天地は、昭和 44 年 7 月に烏帽子岳（標高 568m）の広大な自然林と人工林が織りなす大自然の中、多種多様な植物や野鳥・昆虫等が息する自然環境に恵まれた地に開所し、昭和 61 年 8 月には施設の全面改築を実施し、平成 8 年には移動天体観測車（ビュースター）を購入、また、平成 10 年 3 月には多目的ホールと全天候型テニスコートを整備、平成 24 年度にはプレイグラウンドを人工芝へ全面改修し、令和元年度には宿泊室に空調機を導入するなど、利用者の多様なニーズに十分対応できるよう、年次的に施設の整備を進め、現在に至っている。

千々石少年自然の家は、昭和 49 年に橘湾をのぞき込むようにしてそそり立つ、高台（標高 258m）に、山の色、海の色が四季折々の変化を見せる大自然の中、キャンプ場を併設して開所し、昭和 54 年には、プレイホールを整備、平成 6 年にログケビン 5 棟を整備し、令和元年度には宿泊室に空調機を導入した。

世知原少年自然の家は、昭和 51 年 2 月に世知原の町並みを眼下に見下ろす絶景の高台（標高 370m）に、周辺を緑深い連山に囲まれ、四季折々に豊かな景観をかもす大自然の中、キャンプ場を併設して開所し、昭和 56 年には、プレイホールを整備している。

2 運営の条件等

- (1) 青少年を大自然に親しませ、その健全な育成を図るための集団宿泊研修施設及び野外活動施設として設置された理念に基づき各施設の効用を最大限発揮すること。
- (2) 各施設の適切な維持管理を行うこと。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、県民サービスの向上を図ること。
- (4) 県民の平等な利用を確保すること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 関係法令を遵守して、安全かつ効率的な運営を行うこと。
- (7) 管理運営経費の縮減に努めること。
- (8) 地元地域及び他の県内教育機関との連携を図ること。

3 業務の内容及び基準

業務の内容及び基準は次に掲げる(1)～(9)のとおりとする。

業務内容の全部または主要な部分を第三者に委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。

(1) 受付窓口業務

利用申請の受付

- ・ 令和 2 年度中において既に利用の申し込みのあった体験学習利用や実施が決定している各事業については、原則として現在の指定管理者から引き継ぐものとする。
- ・ 利用受付開始日及び利用予約に関して公平に設定する。
- ・ 利用の優先順位は以下のとおりとする。
 - ア 県内の幼・小・中・高等学校及び特別支援学校
 - イ 県内青少年育成団体
 - ウ 県内在住の家族
 - エ 上記以外の県内在住者（法人、その他の団体を含む）

- オ 県外の幼・小・中・中等教育学校・高等学校及び特別支援学校
- カ 県外青少年育成団体
- キ 県外在住の家族
- ク その他

利用の許可・指導に関すること

学校等の教育団体が教育課程に基づく教育活動として利用する場合等の受入の許可を行う。

- ・利用者の申し込みについて、利用の承認、不承認及び利用許可書の交付を行う。
- ・利用申請書が提出された後、利用団体の指導者と連携を図り、利用者数、利用日数、施設利用内容、活動プログラム等の実施計画を作成する。
- ・実施計画書に基づく活動の指導、助言、支援を行う。
- ・受け入れ体制の整備と充実を図る。

利用料金等の徴収

各施設の利用料金は、指定管理者から提案された料金を基に県教育委員会が承認した額を利用者から徴収する。なお、利用料金徴収に係る事務内容については、別途締結する協定書により定める。

また、特別料理の提供やプログラムにかかる経費、薪代等、指定管理者が自主的に利用者サービスを提供するものについては、指定管理者は県教育委員会の承認を得て、利用にかかる必要な料金を設定し、徴収することができる。

なお、原則として、設定した利用にかかる料金は指定期間内において変更できない。

(2) 利用団体の指導に関する業務

利用計画の指導

利用希望があった場合、各団体の目的が十分達成できるよう、事前に指導助言を行う。

活動の助言・指導

実施計画に基づく活動の指導、助言、支援を行う。

各種体験プログラムの指導、キャンプの指導、ビュースター（移動天体観測車）を活用した天体観測事業等の指導

(3) プログラムの開発等

自然体験・生活体験・交流体験などを効果的に行っていくため、下記内容を履行する。

プログラム開発とプログラム集の作成

プログラム提供のための開発と資料の提供

プログラム開発のための調査活動の実施

ハイキングコースの設定、近辺の自然環境や文化財・遺跡の調査 等

学校教育課程に対応したプログラムの開発・提供

地域の学校や教育委員会、関係機関等と連携し、教科等の一環として実施が可能なプログラムの開発、学校への提供

青少年の今日的な問題や現代的な課題に対応したプログラムの開発・提供

関係機関等と連携し、いじめや防災教育、子育て支援などの社会的な課題に対応したプログラムを開発・提供と主催事業での活用

(4) 主催事業

指定管理者は、教育機関としての社会教育施設の設置目的を達成するために、青少年の健全育成及び体験活動、野外活動を実践するための下記の事業を年間を通して計画的に実施すること。

なお、主催事業における利用者負担があれば、その設定根拠を示すこと。

- ・三施設それぞれの特色・立地条件等を活かした事業及び三施設で連携した事業の実施
- ・県内小・中・高等学校や保育所・幼稚園等との密接な連携による事業の実施
- ・関係機関・団体等との密接な連携による事業の企画と展開
- ・社会的課題（いじめに立ち向かう力の育成、防災、子育て支援など）に応じた事業の実施

(5) 宿日直業務

宿泊棟及びキャンプ場に宿泊利用者がいる場合、夜間の緊急保安要員をそれぞれ配置する。

(6) 安全管理・緊急対応

施設利用、活動において事故防止や感染症予防のための十分な対策を図るとともに、安全管理のためのマニュアルを作成し、職員に指導を行う。また、急病、ケガの対応に保健室及び医薬品を整備し、急患・夜間搬送等に備え、地元病院の協力・連携を図る。

緊急時対策・防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行う。

けが等の対応

- ・施設内で起こったけが等については、速やかに応急処置を行うこと。
- ・けが人の住所・氏名・連絡先等、事故報告書を作成するに必要な事項を、本人または引率者から聴取すること。
- ・応急処置を施した上で、なお病院での診察が必要な場合は、病院で診察を受けるよう適切に指導すること。
- ・主催事業や施設設備の不備等で起こった事故で病院へ行く場合（含む救急車）は、指定管理者が同行すること。
- ・主催事業での事故や施設側の暇庇に起因する場合、あるいは重傷事故の場合は、応急処置あるいは病院搬送後、速やかに県教育委員会に連絡すること。また、その後は事故報告書を作成し、県教育委員会へ報告すること。

緊急時の対応

- ・指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報等について対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- また、災害等の緊急事態が発生した場合には、県および事故発生現場の所在地の市町にその旨を連絡する必要がある。

衛生管理の徹底

- ・感染症を予防する取組を実施するとともに、感染症発生時には感染拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ること。

(7) 食堂運営

利用者に食事を提供するため、適正な食堂業務を行う。（当該業務は外部委託可能）野外炊飯場やキャンプ場の宿泊利用者に対し、県教育委員会に届け出た価格で食事の提供を行う。

業務内容

- ・利用者に対する給食の調理、加工及び提供

給食の内容

- ・給食に際しては、保健衛生に万全の注意を払い、食品衛生法及びその他の関係法令等を遵守し、十分な栄養と良好な嗜好を有する給食が提供できるよう努める。
- ・給食の献立は、栄養士が作成し関係責任者が承認を行う。
- ・食事の調理時は、栄養士又は調理師の免許を保有するものが常駐し、その指揮のもとで調理を行う。
- ・配膳は原則として利用者が行うこととする。指定管理者は適切にこれを指導あるいは補助する。

献立の基準

- ・必要な栄養価及び栄養量を確保する。

安全及び衛生

- ・衛生管理のためのマニュアルを作成し、従事者に指導を行う。
- ・食材については、新鮮なものを適量搬入し、残った食材は当該食品に適した状態で保存する。
- ・冷蔵庫の清掃作業を週1回以上行い、庫内の食品が汚染状態にならないように管理する。
- ・各食毎に検食を行い、その保存については、食品衛生法に定められた期間とする。
- ・厨房及び食品庫の天井・床・窓等を週1回以上清掃する。

- ・厨房に従事する従業員に適宜、検便を受けさせるとともに定期的に健康診断を受けさせること。

利用価格

栄養価とバランスの取れた献立であるとともに、現在の提供価格を上回らない価格とする。

(8) 施設事業に係る広報・PR等

指定管理者は、施設事業のPRや情報提供のために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。また、各種情報の収集や提供を県と連携して実施すること。

インターネットのホームページの更新等は随時行い、県及び県教育委員会のホームページとの連携を図ること。

施設案内リーフレットの作成・配布

必要に応じて、情報紙等、各事業のチラシ等の作成・配布

事業報告書又は事業概要等、各施設の業務等を紹介する資料の作成・配布

各種イベント、主催事業等の情報収集と提供

電話等での各種問い合わせへの対応

来館者及び見学者等への応接（施設の案内）等

(9) その他

学校・他の関係機関との連携

学校との連携を積極的に行い利用促進を図る。また、他の関係機関との多角的な連携による事業を実施する。

ボランティア養成・活用

各施設の事業の実施において、積極的にボランティアを養成・活用する。

各種協議会や地域活動等への参加

各種調査、照会、回答、利用統計

利用者の利便を図るための自動販売機（飲料）の設置（施設の利用に支障のない範囲）

4 施設の管理に関する業務の内容及び基準

指定管理者は、施設の設備の機能を維持するとともに、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供する必要がある。

業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合には適切な方法により対応するとともに、県教育委員会へ報告すること。

施設の管理業務の主な内容及び基準は、概ね次のとおり。なお、ここに記載していない事項についても施設の適切な管理を行う上で必要と思われる場合は、適宜事業計画案を示すこと。

(1) 施設の保守管理業務

一般管理業務

- ・宿泊室の寝具及び利用者に供する寝具等は常に清潔に保ち、年2回以上滅菌作業を行う。
- ・シーツ・枕カバー等は使用の都度クリーニングを行う。
- ・利用者に提供するスリッパは、洗浄するなどして常に清潔に保つ。

施設保守管理

- ・電源、空調、エレベーター、給排水等設備の運転監視、点検、小修繕
- ・飲料水水質検査（最低年2～4回法定検査）
- ・排水槽保守点検（法定検査）
- ・給排水衛生設備保守点検
- ・給水設備（配管・弁類・敷地内全般の給水管点検・夏冬の切り替え確認）
- ・給湯設備（配管・弁類・貯湯式湯沸器・瞬間湯沸器の作動状態）
- ・排水設備（敷地内全般の配管）
- ・消火栓（配管・弁類・電熱帯の水抜き状態）

- ・ろ過器設備（配管・弁類・ろ過器の逆止弁）
- ・衛生機具設備（敷地内全般の衛生機具）
- ・保守点検は、小破損修繕・注油及び調整を含むものとし、この範囲で処置できない不良箇所がある場合は別途、県と協議する。
- ・室内暖房機保守点検
- ・冷温水ユニット保守点検
- ・館内コンピューターシステム保守管理
- ・汚水槽等清掃
- ・汚水槽内の清掃及び汚泥撤去処分
- ・貯水槽保守点検
- ・貯水槽内部の洗浄
- ・消耗部品の交換

電気設備保守点検

使用可能電圧により電気主任技術者を選任し、保安規定を作成し、保安規定に準じた点検を実施する。巡視点検の結果を電気工作物巡視点検月報に記録する。

【主な点検内容】

電気装置点検、特高受変電及び予備発電装置（各月1回以上）

自動自家発電設備保守点検、自家用電気工作物保守点検

構内電話交換設備保守点検、配電設備保守点検、設置線保守点検

避雷針の点検（年1回以上・点検月5～6月）

非常用発電装置の点検整備等

電気事業法等の法令・条例並びに監督機関等の定めるものの点検

消防設備保守点検

・消防法の法令、規則に基づく防災設備の各種保守点検を行う。

・消防法第17条の3の3の規定に基づく所定の報告書に点検結果を記録し、所轄消防署に報告書を提出する。

消防用設備保守点検（外観点検年1回・総合点検年1回）、非常放送設備保守点検、消火器保守点検（詰替、提出書類作成代行含）等

防火シャッター保守点検（年1回）

植栽管理

敷地内の植栽管理及び草刈り業務を行う。

駐車場管理

キャンプ場の管理・運営

トイレ、炊事場、キャンプサイト等

衛生・水回り管理

温水器保守点検・清掃

温水ヒーター本体内部の清掃及び点検整備、バーナー・機器の点検整備、煙道・煙突下灰出し受水槽等点検清掃

受水槽保守点検・定期点検・清掃及び消毒ポンプ保守点検

浴室水質検査

大腸菌群・レジオネラ菌群検査等

野外遊具等定期点検(毎日)及び専門業者による保守点検業務(年1回以上)

所在する市町の条例に基づいた廃棄物処理

(2) 備品の保守管理

利用者が使用する備品については、日常的に点検し、不具合により事故が起きないように管理すること。

なお、県からの負担金以外に指定管理者が管理に必要として自主財源により調達した備品は、指定管理者に属するものとする。

また、備品の使用については施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行うこと。県有備品が破損、不具合等により使用不能の場合は、速やかに県教育委員会に報告すること。

なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、取得価格が概ね 50,000 円以上の物品をいう。

備え付けの県有備品については、別添の「備品一覧表」を参照すること。

備品に不具合が生じた場合は、随時修繕等を行う。

県の所有に属する物品等については、長崎県財務規則、及び関係規則に基づいて管理すること。物品等は整理し、購入廃棄等の異動については、備品台帳（品名・品番・分類・金額・数量・配置場所・修繕年月日等を記載）を整備し、備品の管理を確実に行き定期的に県教育委員会に報告すること。

消耗品は、施設の運営に支障をきたさないよう、適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。

(3) 車両について

車両の貸与

県教育委員会は、指定管理者に車両を無償で貸与する。

車両の管理

指定管理者は、当該車両について法令に基づく車検、点検等を行うとともに、自賠責保険及び任意保険に加入すること。これらに要する費用のうち任意保険については、指定管理者の負担によるものとする。

(4) 清掃業務

日常及び定期清掃により施設の美化維持と良好な環境衛生の確保に努めるとともに、労働安全衛生規則を遵守し清掃業務を行う。また、清掃業務基準を定め、清掃箇所及び日常清掃・定期清掃の区分、清掃回数、清掃方法等を示すこと。

宿泊室、研修室、トイレ、浴室等の利用団体が使用した部分や野外炊飯で使用した物品については、団体が気持ちよく利用できるように適切に指導し、清掃を促すこと。

日常清掃（毎日・定期）

- ・敷地内の建物の清掃及び整理整頓を行い、敷地内及び駐車場に付随する部分の清掃を常時及び定期的に行うこと。
- ・施設全般に目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持する。
- ・床仕上げに応じた適切な方法により、埃、ごみ、シミのない状態を保つ。
- ・ごみ箱、汚物容器、厨芥入れ等一日一度は、内容物をすべて空にするほか、容器から内容物があふれることのないよう利用状況に応じて対応する。
- ・壁面・天井高所の塵を払い表面全体の埃、シミ、汚れのない状態を保つ
- ・腰壁・ドア、窓の敷居、手すり、金属・建具類、蛍光灯・その他の照明器具等を洗剤により拭き上げ、正常に機能する状態を保つ。

トイレ

- ・衛生陶器類は毎日の清掃とする。
- ・トイレットペーパー、消毒用品等衛生消耗品は常に補充をする。

その他の内部付帯施設（流し台、湯沸し、ゴミ置場等）

- ・毎日の清掃とし、常に清潔な状態を保つ。
- ・生ゴミの腐敗等による悪臭の発生を防止する。

外構・建物周辺、キャンプ場の清掃

窓ガラス清掃（年 2 回以上）

廃棄物処理

発生したゴミ等の廃棄物は、法律・条例等を遵守し、処理場に運搬処理すること。

特に、県有備品の廃棄処分にあつては、必ず県教育委員会における不用決定処理後に行い、その最終処分状況を家電リサイクル券や廃棄物マニフェストの写し等の提出により報告すること。

飲料水受水槽清掃（年1回）

灯油タンク清掃（適宜）

害虫駆除（年2回）

殺虫・殺鼠防除（対象害虫：鼠・ゴキブリ・ダニ・南京虫・はえ・チョウハエ・カメムシ等）

範囲：管理棟・宿泊棟・ロジック棟など三施設ごとに必要な施設

(5) 保安警備・危機管理業務

指定管理者は、本施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、機械警備等を活用して利用者が安心して利用できる環境の確保を行うこと。業務に当たっては、建物の使用目的、使用内容等を十分に把握するとともに、警備業法、労働基準法等関係法令及び監督官庁の指示を遵守すること。

緊急時の業務

火災・盗難等の事故の発生またはそのおそれがある緊急時は、警察・消防に通報連絡を行うとともに、被害を最小限に食い止め、非常事態に適合した迅速かつ正確な緊急措置を講じること。

- ・危機管理態勢の構築、緊急時の避難誘導、安全管理マニュアルの作成常備と随時の見直し。
- ・現場における消火活動、負傷者の救護その他一時処置
- ・人命尊重を優先し、適切なる避難誘導、群集整理、その他必要な処理
- ・火災・盗難等の併発的災害の防止

事故等への対応業務

事故の発生状況を把握し、必要に応じて警察への通報を行うとともに速やかに、県教育委員会に事故報告を行うこと。

- ・事故、事件発生及び急病人発生時に病院搬送等の一時対応を行うこと。

その他

- ・施設賠償責任保険に加入すること。
- ・交通途絶等に備えて、食料、飲料水、医薬品等を備蓄しておくこと。
- ・保健室を整備し、医薬品を常備し事務室で管理すること。

5 業務の運営と組織

佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家、世知原少年自然の家の業務の遂行にあつては、必要な事務的スタッフのほか、相当の知識と経験を有する所長を配置する。

さらに、佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家、世知原少年自然の家の管理運営方針に沿った事業を実施するための、専門能力を有する職員を適正に配置する。

なお、提案にあつては、現在の管理体制や管理業務、事業展開を参考に事業運営を円滑に遂行するため、安定的な人員体制を継続すること。

(1) 適正な職員の配置

所長職

- ・青少年育成に相当の経験を持ち、施設の運営に力量を有する者
- ・生涯学習、社会教育、学校教育に関し精通した者
- ・地域の歴史、風土、自然環境に相当の知識を有する者
- ・相当の管理能力を有すると認められる者
- ・所長の交代については、県教育委員会と事前に協議すること。

指導職

- ・小学校又は中学校等の教員免許又は野外活動等の指導者の資格を有する者
(野外活動等の指導者の資格とは、キャンプディレクター2級、レクリエーション・コーディネーター又はこれらと同等以上の技術を有する者)
- ・社会教育主事の資格を有する者又は社会教育主事講習を終了した者
- ・対象者の年齢や活動目的に合わせ、的確かつ柔軟に指導・支援ができる者

その他所員

- ・経理及び管理事務に精通した者
- ・ボイラー取扱、危険物取扱、防火管理者甲種等の免許を有する者
- ・施設の設置目的を達成するために行う野外教育を中心とした事業を運営し、青少年を指導できる知力、体力を有する者

(2)指導職の研修

適正に配置された指導職の指導能力の維持あるいは向上のため、毎年度、体験活動の指導者育成に関する専門的な研修・講座等を受講すること。

6 その他

(1)事業計画・事業報告等に関する事項

年間事業計画

次年度の年間事業計画について、毎年度9月末までに作成し提出する。

事業報告書の提出

利用者数、利用料金の収入及び減免の状況、施設設備の維持補修状況等については、月毎にまとめ翌月上旬までに報告する。さらに下記の事項については、毎年度終了後1ヶ月以内に事業報告書を提出する。

- ・管理業務実施状況
- ・各種事業の実施実績
- ・利用状況、維持補修の実施状況
- ・利用料金収入実績
- ・経費の収支状況

施設の補修・修繕計画書の提出

- ・次年度の施設の補修・修繕計画について、毎年度6月末までに作成し提出する。

(2)事業評価等に関する事項

利用者アンケート

利用者の満足度については、アンケート等で定期的に把握し、その結果及び対応策について、毎月及び年度末に集計して報告すること。

是正勧告

事業評価の結果、指定管理者制度の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県はその都度立ち入り調査等を行い、協議の上、指定管理者に対して是正勧告を行う。それでも改善が見られない場合は指定を取り消すこともある。

(3)指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了後に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継を行う。

長崎県立青少年教育施設の管理に関する基本協定書
(佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家、世知原少年自然の家)

目 次

第1章 総 則 （第1条～第7条）

第2章 指定管理業務の範囲と実施条件 （第8条～第10条）

第3章 指定管理業務の実施 （第11条～第19条）

第4章 備品等の取扱い （第20条～第21条）

第5章 指定管理業務の実施に関する甲の確認 （第22条～第26条）

第6章 指定管理者負担金及び利用料金 （第27条～第29条）

第7章 損害賠償及び不可抗力 （第30条～第35条）

第8章 指定管理期間の満了 （第36条～第38条）

第9章 指定管理期間満了以前の指定の取り消し （第39条～第42条）

第10章 その他 （第43条～第48条）

長崎県立青少年教育施設の管理に関する基本協定書

長崎県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会（以下「乙」という。）とは、長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立千々石少年自然の家及び長崎県立世知原少年自然の家（以下「三施設」という。）の管理運営にあたり、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、三施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、三施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、利用者並びに地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって県民の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、三施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び乙が行う管理業務（以下「指定管理業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（管理運営を行う青少年教育施設）

第4条 指定管理業務にあたる施設は次のとおりとする。

名 称	所 在 地
長崎県立佐世保青少年の天地	佐世保市烏帽子町376
長崎県立千々石少年自然の家	雲仙市千々石町乙1486-2
長崎県立世知原少年自然の家	佐世保市世知原町赤木場17-2

（指定期間）

第5条 三施設の指定管理期間（以下、「指定期間」という。）は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、長崎県立世知原少年自然の家については、上記期間の終了日を変更する場合がある。

2 指定管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(信義誠実の原則)

第6条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を重んじ対等な関係に立って、本協定を誠実に履行しなければならない。

(管理の義務)

第7条 乙は、指定期間において、善良なる管理者の注意をもって各施設、設備並びに備品等を適切に管理しなければならない。

第2章 指定管理業務の範囲と実施条件

(指定管理業務の範囲)

第8条 指定管理業務の範囲は別紙1のとおりとする。

(指定管理業務の実施条件)

第9条 乙が指定管理業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、別紙2に示すとおりとする。

(業務の範囲及び実施条件の変更)

第10条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた業務の範囲及び第9条で定めた業務の実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務の範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う第27条の指定管理者負担金の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 指定管理業務の実施

(指定管理業務の実施)

第11条 乙は、本協定、事業年度ごとに別途結ぶ協定(以下「年度協定」という。)及び次の関係法令並びに募集要項等の定めるところに従って指定管理業務を実施するものとする。

(1) 長崎県立佐世保青少年の天地条例(昭和44年長崎県条例第15号)(以下「天地条例」という。)及び長崎県立少年自然の家条例(昭和48年長崎県条例第68号)(以下「自然の家条例」という。)

(2) 県立青少年教育施設条例施行規則

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)及び同法施行令

(4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)及びその関係規則等

(5) 長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号)及びその関係規則等

(6) その他当該指定管理業務を執行するについて関連する諸法令

(第三者による業務の実施)

第12条 乙は、あらかじめ書面により甲の承認を受けた場合を除き指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が事前に甲の承認を受けて指定管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が委託し、又は請け負わせた者の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害又は増加費用とみなす。

(施設・設備及び備品等の改修、維持修繕等)

第13条 施設・設備の改修、改造、増築、維持修繕のうち、施設・設備の大規模な改修、改造、増築は甲が実施するものとし、それ以外の1件100万円(消費税及び地方消費税を含む。)以下の施設・設備及び備品等の改修、維持修繕(以下、「修繕等」という。)は乙が実施するものとする。

- 2 前項の規定により乙が実施する修繕等については、事業年度ごとに提出する事業計画書(以下、「事業計画書」という。)によるものとする。
- 3 第1項又は第2項の規定によりがたい場合は、甲、乙協議のうえ、甲又は乙のいずれにおいて実施するか決定するものとする。
- 4 第1項から第3項の規定により乙が実施する修繕等に要する費用は、甲が負担するものとし、甲は、乙に第27条に規定する負担金とは別に修繕等に要する負担金を支払うものとする。
- 5 前項に規定する負担金の額及びその支弁方法については、年度協定で定めるものとする。

(緊急時の対応)

第14条 三施設で事故又は災害等が発生した場合は、乙は、ただちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報しなければならない。

- 2 三施設で発生した事故については、乙は、甲と協力して原因の調査に当たるものとする。

(大規模災害等発生時の対応)

第15条 大規模災害時等において、当該施設を避難所等として使用する場合においての必要な事項は別途定める。

(大規模災害等の発生に伴う経費の負担等)

第16条 乙は、大規模災害等の不可抗力の発生に起因して乙にあらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の負担が発生した場合、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合、乙があらかじめ定められた管理業務を実施しなかったことにより免れた費用などの状況の確認を行ったうえで、乙と協議を行い、当該経費の負担を決定するものとする。

(苦情への対応)

第17条 乙は、三施設の利用者又は三施設の近隣の住民等から三施設に関する苦情があった場合は、これに誠実に対応するとともに、その原因を調査し問題の解決に当たらなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、状況に応じて甲へその顛末を報告するものとする。
- 3 三施設に関する苦情が指定管理業務の実施に関する事項以外のものである場合は、乙は、その苦情の内容を甲へ連絡するものとし、甲と乙は、共同してその原因の調査及び問題の解決に当たるものとする。

(情報の管理)

- 第 18 条 乙又は指定管理業務の全部若しくは一部に従事する者は、指定管理業務の実施によって知り得た情報及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を、外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは第 39 条から第 41 条により指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号）の規定に準拠し、指定管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他の個人情報を適正に管理するため、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報公開)

- 第 19 条 乙は指定管理業務の遂行にあたって、作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、乙の役職員が組織的に用いるものとして、乙が保有しているものについて、乙が別に定める情報開示規程により、開示するものとする。
- 2 乙は、前項の情報開示規程を定めるにあたっては、甲と協議するものとする。

第 4 章 備品等の取扱い

(甲による備品の貸与等)

- 第 20 条 甲は、別途通知する備品を無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、前項に規定する備品を、善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。
 - 3 第 1 項に規定する備品が経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、乙は速やかに甲に報告しなければならない。
 - 4 甲は、前項に規定する報告があった場合は、必要に応じて第 1 項に規定する備品の乙への貸与を解除するものとし、これに伴う備品の廃棄処理等に必要な経費は、甲が負担するものとする。この場合において、甲、乙協議のうえ、甲は乙に廃棄処理を行わせることができるものとする。
 - 5 乙は、第 13 条第 4 項に規定する負担金をもって、前項に規定する備品の廃棄処理等を行なうことができるものとし、廃棄処理後は速やかに甲に報告しなければならない。

(備品の購入等)

- 第 21 条 甲は、三施設の管理運営に必要と認める備品について、購入又は調達することができるものとし、その費用は甲が負担するものとする。この場合において、甲、乙協議のうえ、甲は乙に購入又は調達を行わせることができるものとする。

- 2 甲は、前条第1項の備品が廃棄等により数量に変更があった場合、若しくは前項の規定に基づき、新規に購入又は調達したことにより品目の追加等があった場合は、前条第1項の備品を加除修正するとともに乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前条第1項の備品を故意又は過失により滅失又は毀損したときは、速やかに甲へ報告するとともに、これを弁償又は同等の機能を有するものを自己の費用において購入又は調達しなければならない。
- 4 前項の規定による購入又は調達にあつては、事前に甲の承認を得なければならない。
- 5 第3項の規定により購入又は調達された物品の所有権は甲に帰属するものとし、甲は、所定の手続きを経て県有備品としての受け入れを行うものとする。
- 6 乙は、事業計画書に基づき、三施設の管理運営に必要と認められる場合は、甲の承認を得て、備品を購入又は調達することができるものとする。
- 7 乙は、三施設の管理運営に必要と認められる場合であつて、事業計画書に記載のない備品を購入又は調達しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。
- 8 第6項又は第7項の規定により購入又は調達した備品の所有権は、原則として乙に帰属する。ただし、甲、乙協議のうえ、当該備品の所有権を甲に帰属させることができるものとする。

第5章 指定管理業務の実施に関する甲の確認

(事業計画)

- 第22条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 乙は、事業計画書に沿って指定管理業務を実施するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、指定期間中に事業計画書の変更を申し出ることができるものとする。
 - 4 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
 - 5 変更の要否については、前項の協議により決定するものとする。

(業務報告)

- 第23条 乙は、指定管理業務の実施状況に関し、毎月終了後10日以内に年度協定で示す様式により業務報告書を提出しなければならない。
- 2 乙は、甲が第39条から第41条の定めにより、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日から10日以内に、当該月の開始日から当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。
 - 3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(事業報告)

- 第24条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に年度協定で示す様式により当該事業年度の管理業務に係る事業報告書を提出しなければならない。

- 2 乙は、甲が第 39 条から第 41 条の定めにより、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日から 30 日以内に、当該年度の開始日から当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認)

第 25 条 甲は、第 23 条及び第 24 条の定めにより乙が提出した業務報告書及び事業報告書に基づき、指定管理業務の実施状況及び三施設の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項の確認のほか、乙による指定管理業務の実施状況等を確認することを目的として、随時に三施設及びその管理事務所、その他必要な場所へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して、指定管理業務の実施状況やこれに係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(業務の改善勧告)

第 26 条 甲は、前条第 1 項及び第 2 項による確認の結果、乙による指定管理業務の実施が甲の示した条件を満たしていないと認める場合は、乙に対して指定管理業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項の改善の勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第 6 章 指定管理者負担金及び利用料金

(管理に要する経費の負担)

第 27 条 甲は、乙が行う指定管理業務の実施に要する負担金(以下「負担金」という。)を事業年度ごとに支払うものとする。

- 2 負担金の額及びその支弁方法の詳細については、毎事業年度前に乙から提出された事業計画書の内容に基づき、甲が適正であると認める金額の範囲内で、事業年度ごとに締結する年度協定で定めるものとする。
- 3 負担金の対象経費は、別紙 1 に定める指定管理業務の遂行に必要な経費とし、次に示す区分のとおりとする。

(1) 人件費

(2) 施設維持管理経費(ただし、公課費については法人税を除く)

(3) 事業費のうち利用料金を適用しないもの

- 4 前項に掲げる負担金の対象経費以外の経費への負担金の支出が認められたときは、乙は、甲に対し、当該負担金相当額を返還しなければならない。
- 5 甲は、事業年度ごとに乙の収支状況を把握したうえで、指定管理業務の実施にかかる実績としては著しく過大と認められる収支余剰金について、乙に対し説明を求め、必要に応じてその一部の精算にかかる協議を求めることができる。

(負担金の変更)

第 28 条 甲又は乙は、指定期間中において、賃金水準又は物価水準の著しい変動等により当初合意された負担金が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって負担金の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否及び負担金の変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金)

第 29 条 乙は、天地条例第 10 条第 2 項及び第 3 項及び自然の家条例第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、甲の承認を得て利用料金を定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。

2 利用料金は、乙の収入とする。

3 甲があらかじめ指定する利用については、乙は利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

第 7 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 30 条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により三施設の設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償等)

第 31 条 指定管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由である場合又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 32 条 乙は、指定管理業務を実施するにあたり、利用者に係る施設賠償保険に加入しなければならない。

2 第 1 項に規定する保険の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| (1)対人賠償 | 1名につき | 1億円以上 |
| (2)対人賠償 | 1事故につき | 1億円以上 |
| (3)対物賠償 | 1事故につき | 500万円以上 |

(不可抗力発生時の対応)

第 33 条 不可抗力が発生した場合は、乙は、早急に応急措置などを講じ、その損害及び損失並びに増加費用を最小限に止めるよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 34 条 不可抗力の発生に起因して施設・設備、備品等が損傷又は滅失したことにより、乙に損害又は損失若しくは増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙との協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して施設・設備、備品等が損傷又は滅失したことにより、乙に損害又は損失若しくは増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 35 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかったことにより免れた費用が発生した場合は、免れた費用にかかる負担金の変更等について、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

第 8 章 指定管理期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 36 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、指定管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による指定管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 37 条 乙は、本協定の終了の日までに、指定開始日を基準として第 4 条に定める青少年教育施設を原状に回復し、甲に受け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず甲が認めた場合には、乙は当該施設等の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に受け渡すことができるものとする。

(備品等の取扱い)

第 38 条 本協定の終了に際し、第 20 条第 1 項に示す備品(加除修正した備品を含む。)については、乙は、甲に返還し、又は甲が指定する者に対して引き渡さなければならない。

- 2 本協定の終了に際し、乙に帰属する備品については、乙の費用及び責任において撤去するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず甲が認めた場合には、別途甲が定める状態で、乙は、甲又は甲が指定する者に対して、乙に帰属する備品を乙の費用及び責任において引き渡すことができるものとする。

第9章 指定管理期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第39条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
 - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (3) 本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき
 - (4) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から本協定締結の解除の申出があったとき
 - (5) その他、甲が乙による指定管理業務の継続を不相当と認めるとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
 - (1) 指定取り消しの理由
 - (2) 指定取り消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示及び指定取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
 - 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、その範囲において、第27条に定める指定管理者負担金を返還しなければならない。また、前項の規定により、期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合は、当該停止期間中の経費相当分について、これを甲に返還しなければならない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第40条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
 - (3) その他、乙が管理を継続することができないと認めるとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第41条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害又は損失若しくは増加費用は、甲と乙との協議により決定するものとする。

(指定管理期間終了時の取扱い)

第 42 条 第 36 条から第 38 条までの規定は、第 39 条から第 41 条までの規定により本協定が終了した場合に準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りではない。

第 10 章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 43 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(指定管理業務の実施に係る会計処理等)

第 44 条 乙は、指定管理業務の実施に係る会計処理について、支出及び収入を適切に管理することを目的として、当該業務に係る会計処理を他の事業から区分して経理しなければならない。

2 指定管理業務にかかる会計書類等は、第 5 条第 2 項による各事業年度の終了の日から 5 年間保存しなければならない。

(指定管理業務の範囲外の業務)

第 45 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、第 22 条に規定する事業計画書にあらかじめその概要の記載を要するものとする。

3 乙は、事業計画書に記載のない自主事業を実施しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

4 乙は、第 1 項及び第 3 項に規定する自主事業を実施した場合、第 24 条に規定する事業報告書により、甲へ報告しなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第 46 条 本協定に関する甲と乙の間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(本協定の変更)

第 47 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙は、協議のうえ本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第48条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙は、協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月3日

甲 所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
名称 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道 印

乙 所在地 長崎県佐世保市烏帽子町376番地
名称 特定非営利活動法人
長崎県青少年体験活動推進協会
代表者 理事長 鶴崎 耕一 印

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（長崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、指定管理業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この指定管理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この指定管理業務に関して知り得た個人情報について、盗難、漏えい、滅失及びき損の防止、乙内部における盗用の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この指定管理業務に関して知り得た個人情報を、乙が管理する施設の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この指定管理業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この指定管理業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この協定による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この指定管理業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(従事者等の特定)

第11 乙は、この指定管理業務に従事する者及びその責任者(以下「従事者等」という。)を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(調査)

第14 甲は、乙がこの指定管理業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、この協定に違反する事態もしくは事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第 16 条 条例に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。

(1) この指定管理業務に従事している者又は従事していた者に対する刑罰

正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 (条例第 63 条)
正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前述のものを除く。)を提供したとき	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (条例第 64 条)
その業務に関して知り得た保有個人情報情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (条例第 65 条)

(2) (1) の行為についての受託者に対する刑罰

この指定管理業務に従事している者又は従事していた者が行った (1) の から までの行為については、乙 (条例第 68 条第 1 項の法人又は人をいう。) に対しても、 から までに掲げる罰金刑が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第 17 特定個人情報 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。) 第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。) の取扱いに関する番号法第 9 章に規定される罰則のうち、この契約による業務に関するものは、以下のとおりである。

(1) 個人番号利用事務 (番号法第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。) 又は個人番号関係事務 (番号法第 2 条第 11 項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。) に従事する者又は従事していた者に対する刑罰

正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル (その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。) を提供したとき	4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又はこれらの併科
業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金又はこれらの併科

(2) (1) の行為についての受託者に対する刑罰

個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者が行った (1) の 又は の行為については、乙に対しても、 又は に掲げる罰金刑が科せられる。

指 定 管 理 業 務 の 範 囲

1 . 乙が行う業務

乙は、業務内容の全部、または主要な部分を第三者に対して委託することはできない。ただし、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。

乙は、長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和 44 年長崎県条例第 15 号）（以下「天地条例」という。）第 3 条及び長崎県立少年自然の家条例（昭和 48 年長崎県条例第 68 号）（以下「自然の家条例」という。）第 3 条の各号に掲げる以下の業務を行うものとする。

（ 1 ）施設の利用の許可に関する業務

天地条例第 7 条第 1 項及び第 3 項及び自然の家条例第 7 条第 1 項及び第 3 項の各施設の利用許可申請の受付、利用許可証の交付

天地条例第 7 条第 2 項及び自然の家条例の第 7 条第 2 項に掲げる行為の監視及びその是正に関する業務

天地条例第 8 条及び自然の家条例第 8 条の利用の許可の取消及び中止に関する業務

天地条例第 9 条及び自然の家条例第 9 条の利用許可事項の変更に関する承認

（ 2 ）施設の利用に係る利用料金に関する業務

天地条例第 10 条第 1 項及び自然の家条例第 10 条第 1 項の利用料金の徴収に関する業務

天地条例第 11 条及び自然の家条例第 11 条の利用料金の減免に関する業務

天地条例第 12 条及び自然の家条例第 12 条の利用料金の還付に関する業務

（ 3 ）施設及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務

施設設備及び備品等の保守点検・管理に関する業務

1 件 1 0 0 万円以下の施設設備及び備品等の補修の実施に関する業務（甲と乙との協議により甲が実施すると決定したものを除く）

甲と乙との協議により、乙が実施すると決定した 1 件 1 0 0 万円を超える施設設備及び備品等の補修の実施に関する業務。

施設及び敷地内の清掃等の維持管理並びに三施設の適正管理に関する業務

所在する市町の条例等に基づく廃棄物処理

施設及び敷地内の竹木、芝生その他の植栽の適正な育成管理に関する業務

施設及び敷地内の保安警備、危機管理業務

その他、施設等の管理運営並びに維持及び修繕に関する業務で、甲と乙が協議して乙が実施すると決定した業務

（ 4 ）前 3 号に掲げるもののほか、施設の運営に関して知事が必要と認める業務

（ア）各青少年教育施設の利用に関する業務

年間の利用計画の調整及び管理に関する業務

施設の利用促進に関する業務

利用者の安全確保及び安全指導、並びに利用者の安全確保に必要な措置等の実施に関する業務

施設の利用及びその他管理運営全般にかかる苦情等への対応及びその処理に関する業務

施設の利用に関し発生した第三者の事故への対応（第三者への賠償を含む。）

利用団体の指導に関する業務

・利用計画の指導、活動の助言・指導

プログラムの開発等

・自然体験、生活体験、交流体験に関するプログラムの開発・提供

- ・学校教育課程に対応したプログラムの開発・提供
- ・社会的課題（いじめに立ち向かう力の育成、防災、子育て支援など）に対応したプログラムの開発・提供

感染症予防対策及び感染症発症時の感染拡大防止対策に関する業務

その他利用者への対応全般に関する業務

その他施設の利用に関する業務で、甲と乙が協議して乙が実施すると決定した業務

(イ) 各青少年教育施設の主催事業に関する業務

乙は、青少年教育施設の設置目的を達成するために、青少年の健全育成及び体験活動、野外活動を実践するための事業を年間を通して計画的に実施する。

三施設それぞれの特色・立地条件等を活かした事業の実施

県内小・中・高等学校や保育所・幼稚園等との密接な連携による事業の実施

関係機関・団体等との密接な連携による事業の企画と展開

少年団体指導者等を対象とした研修・研究事業等

上記(ア) で開発したプログラムを活用した事業の実施

主催事業における利用者負担について設定根拠を示すこと。

(ウ) 住民の平等利用を阻害しない範囲内でのその他の自主事業

(エ) その他の業務

庶務・経理事務

事業計画書及び収支予算書の作成及び提出に関する業務

業務報告書及び事業報告書の作成及び提出に関する業務

各種調査、照会、回答、利用統計に関する業務

給食施設の管理に関する業務

- ・利用者に食事を提供するため、適正な食堂運営業務を行う。また、利用者に対し、県教育委員会に届け出た価格で食事の提供を行う。

施設事業に係る広報・PR等に関する業務

- ・インターネットのホームページの充実・更新、県のホームページとの連携。

- ・施設案内リーフレット、情報紙、各事業のチラシ等の作成・配布。

教育機関としての連携業務

- ・学校との連携を積極的に行い、利用促進を図る。
- ・他の関連機関との多角的な連携による事業を実施する。
- ・各施設の事業の実施において、積極的にボランティアを養成、活用する。
- ・各種協議会や地域活動等への参加

大規模災害時等における避難所としての活用に関する業務

その他設置目的を達成するため必要な業務

2. 甲が行う業務

(1) 施設・設備の大規模な改修、改造、増築

(2) 施設設備が被災した場合の本格復旧

(3) その他施設設備の維持・管理運営に関する業務で乙の業務に属さない業務

3. 指定管理者と県又は県教育委員会の役割分担

指定管理者と県又は県教育委員会の業務分担については、次の表のとおりとする。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとする。

項 目	指定管理者	県又は 県教育委員会
(1) 施設の維持管理		
(2) 行政財産の使用料の徴収と使用許可		
(3) 施設等の利用許可及び利用料金の徴収		
(4) 施設・設備の補修・修繕 (1箇所当たり100万円以下の工事)		
(5) 施設・設備の補修・修繕 (1箇所当たり100万円を超える工事)	ただし、協議の上、指定管理者が実施すると決定したものに限る。	ただし、協議の上、指定管理者が実施すると決定したものを除く。
(6) 災害復旧(本格復旧工事)		
(7) 建物共済保険への加入		
(8) 利用者に係る保険の加入		

4. 指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担

指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担については、次の表のとおりとする。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとする。

リスクの種類	内 容	負担者	
		指定管理者	県又は 県教育委員会
利用料収入	指定管理者の責に帰すべき事由による施設利用不能等による収入の減少		
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運営用務に伴う事故及び同内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、反対あるいは要望等		
	上記以外		
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更		
	上記以外		

税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		
	一般的な税制変更		
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は県教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然又は人為的な現象）に伴う事業履行不能		
施設・設備の損傷・滅失	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
管理責任(第三者への賠償含む)	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		

指 定 管 理 業 務 の 実 施 条 件

1 適正な職員の配置

(1) 施設・設備の管理運営に係る職員の配置

乙は、施設・設備の維持管理及び円滑な運営を図るために必要な職員を、適正な人数で配置すること。ただし、基本協定書第 12 条第 2 項の規定に基づき、甲の承認を受け、第三者に実施させる場合はこの限りではない。

(2) 専門職員の配置

乙は、別紙 1 に定める各青少年教育施設の利用に関する業務、各青少年教育施設の主催に関する業務及び教育機関としての連携業務の実施に当たっては、以下に示された、または以下に示されたものと同等以上と認められる専門職員を配置すること。

所長職

- ・ 青少年育成に相当の経験を持ち、施設の運営に力量を有する者
- ・ 生涯学習、社会教育、学校教育に関し精通した者
- ・ 地域の歴史、風土、自然環境に相当の知識を有する者
- ・ 相当の管理能力を有すると認められる者

指導職

- ・ 小学校又は中学校等の教員免許又は野外活動等の指導者の資格を有する者
(野外活動等の指導者の資格とは、キャンプディレクター 2 級、レクリエーション・コーディネーター又はこれらと同等以上の技術を有する者)
- ・ 社会教育主事の資格を有する者又は社会教育主事講習を終了した者
- ・ 対象者の年齢や活動目的に合わせ、的確かつ柔軟に指導・支援ができる者

その他職員

- ・ 経理及び管理事務に精通した者
- ・ ボイラー取扱、危険物取扱、防火管理者甲種等の免許を有する者
- ・ 施設の設置目的を達成するために行う野外教育を中心とした事業を運営し、青少年を指導できる知力、体力を有する者

(3) 指導職の研修

乙は、適正に配置する専門職員のうち指導を担当する職員の指導能力の維持あるいは向上のため、毎年度、体験活動の指導者育成に関する専門的な研修・講座等を受講させること。

2 利用者からの意見等の聴取

乙は、利用者のサービス向上等の観点から、定期的に施設の利用者から意見や満足度等を聴取し、その後の業務に反映させるなど、県民サービスの水準を確保するよう努めること。

3 施設の開館

(1) 開館日

開館日は、天地条例第6条及び自然の家条例第6条の規定に基づき、次に掲げる休館日を除いた期間とする。

年末・年始（12月28日～翌年の1月5日）

毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる時は、その翌日）

【 については、長崎県立佐世保青少年の天地を除く 】

ただし、乙は、施設の保守点検などやむを得ない事由があるときは、あらかじめ事業計画書への記載し、甲の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

事業計画書に記載のない事由により、やむを得ず休館日以外の日に休館する場合や休館日に開館する場合は、事前に書面により甲の承認を得なければならない。

(2) 受付時間

受付時間は、原則午前9時から午後5時までとする。

ただし、乙は、あらかじめ事業計画書に記載し、甲の承認を得て受付時間を設定できる。

4 公平性の確保

管理運営にあたっては、住民の平等な利用を確保すること。

県主催等の公共性の高い利用については、優先的な利用を確保すること。

5 関係法令の遵守

施設の管理運営業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守すること。

6 禁止行為

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの。

集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの。

施設及びその附属設備等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるもの。

7 利用料金

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく、「利用料金制度」を採用する。

(1) 利用料金の設定

利用料金は、天地条例第10条第4項及び自然の家条例第10条第4項の規定に基づき、各施設と規模、形態等において類似の施設等の同種料金（現行の利用料を含む。）と比較して均衡のとれた設定とし、あらかじめ事業計画書に記載し、甲の承認を得なければならない。

(2) 利用料金の減免

天地条例第11条及び自然の家条例第11条の規定に基づき、別添「長崎県立青少年教育施設減免取扱基準」に掲げられた事項については、利用料金を減額し、または免除すること。

乙が、公益上その他特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 情報開示規程

乙は、長崎県情報公開条例第31条の2第1項に規定する指定管理者の情報公開の規程に基づき、甲と協議のうえ、情報開示規程を定めるとともに、施設の管理の透明性及び健全性の確保を図ること。

別 添

長崎県立青少年教育施設減免取扱基準

1 県立青少年教育施設の共通事項

区 分	減額（免除）する額
1 県又は県教育委員会（県立青少年教育施設を含む）が主催・共催による事業等を無料で開催するとき	全 額
2 保育所・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校・高等専門学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するとき	全 額
3 障害者及び介護者が、青少年教育施設を利用するとき	全 額
4 各指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めたとき	全 額 又は5割相当額

施設名：佐世保青少年の天地

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	8,855,000	8,014,370	27年実績 7,657,810 28年実績 8,965,170
県負担金			86,346,000	86,755,000	27年実績 101,384,000 28年実績 94,086,000
	管理運営負担金		82,020,000	81,500,706	27年実績 95,279,329 28年実績 89,754,359
	修繕等に要する負担金		4,326,000	5,254,294	27年実績 6,104,671 28年実績 4,331,641
自主事業等収入		(小計)	746,000	746,000	27年実績 267,200 28年実績 746,000
	自動販売機収入		746,000	746,000	コココーラ 450,000 長崎ヤクルト 256,000 ペプシコーラ 40,000
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	2,572,000	2,435,545	27年実績 2,704,044 28年実績 2,474,032
	クリーニング代		2,440,000	2,332,950	27年実績 2,446,800 28年実績 2,337,600
	雇用保険料		132,000	102,592	27年実績 181,279 28年実績 136,427
	預金利息等		0	3	27年実績 75,965 28年実績 5
収入計(A)			98,519,000	97,950,915	27年実績 112,013,054 28年実績 106,271,202

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	49,851,000	48,610,112	
	給料		11,509,000	11,508,900	正規職員 4名分
	報酬		21,336,000	21,335,400	有期契約職員 8名分
	職員手当等		9,042,000	8,299,419	通勤手当 1,376,400 時間外手当 1,978,691 賞与 3,720,555 他
	社会保険料等		6,813,000	6,315,503	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,151,000	1,150,890	正規職員 4名分
管理費		(小計)	45,837,000	43,152,251	
	賃金		1,650,000	1,607,792	臨時職員賃金 1,030,000 繁忙期キャンプリダー 577,792
	報償費		5,000	0	
	旅費		400,000	189,590	青少年教育施設協議会参加 41,430 職員旅費 148,160
	需用費	(小計)	14,239,000	12,420,779	
	消耗品費		2,459,000	1,886,623	コピー利用料 182,259 衛生清掃用品 220,302 事務用品代 91,842 他
	光熱水費		6,820,000	6,823,793	電気代 6,759,540 ガス代 64,253
	燃料費		4,675,000	3,596,704	A重油代 3,421,440 公用車燃料代 175,264
	会議費		25,000	9,979	総会費用 9,979
	印刷費		260,000	103,680	天地利用券印刷代 103,680
	役務費	(小計)	4,280,000	3,612,031	
	通信費		655,000	542,844	電話料 272,277 切手代 48,300 インターネット回線使用料 222,267
	手数料		3,265,000	2,797,647	クリーニング代 1,038,909 ボイラー関係 442,584 除草作業 800,278 他
	保険料		360,000	271,540	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 166,940
	委託費	(小計)	10,518,000	9,997,562	
	設備・衛生・清掃		5,545,000	5,485,871	クリーナー 2,363,400 環境衛生管理 2,106,000 水質検査 680,400 他
	警備費		1,400,000	1,279,704	機械警備 128,304 夜間巡回業務委託 1,151,400
	設備保守・点検		1,933,000	1,810,080	浄化槽 449,712 ビュースター 615,600 電気保安 291,600 他
	その他		1,640,000	1,421,907	ボイラー委託 914,307 ビュースター運転委託 162,000 他
	使用料賃借料		270,000	190,479	総会会場 21,600 NHK受信料 43,633 パソコンリース料 117,936 他
	修繕費		4,326,000	5,254,294	貯水槽防水工事 864,000 プレイグラウンド通路工事 864,000 他
	原材料費		100,000	61,350	耐火煉瓦 29,870 真砂土 20,587 他
	備品購入費		0	0	
	負担金		19,000	18,500	社会保険協会 8,000 青少年教育施設協議会 10,500
	公課費		10,030,000	9,799,874	公用車重量税 178,174 消費税 9,621,700
事業費		(小計)	2,831,000	2,295,380	
	報償費		1,210,000	983,012	主催事業の講師・指導補助員の謝金 983,012
	旅費		131,000	78,280	主催事業の講師・指導員の旅費 78,280
	需用費	(小計)	330,000	187,599	
	消耗品費		270,000	134,627	主催事業用消耗品 134,627
	燃料費		60,000	52,972	ガソリン代(投光器使用) 52,972
	会議費		0	0	
	印刷費		0	0	
	役務費	(小計)	236,000	201,799	
	通信費		221,000	190,945	フェリー代 86,400 郵便切手代(主催事業案内DM発送) 104,545 他
	手数料		4,000	2,474	クリーニング代 2,474
	保険料		11,000	8,380	講師・指導員用保険料 8,380
	使用料・賃借料		924,000	844,690	投光機レンタル 171,720 トイレリース 120,000 バス貸切料 499,170 他
支出計(B)			98,519,000	94,057,743	
収入額(A) - 支出額(B)			0	3,893,172	

施設名：千々石少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	1,100,000	1,038,200	27年実績 1,369,560 28年実績 1,203,440
県負担金			43,594,000	43,164,000	27年実績 39,400,000 28年実績 39,373,000
	管理運営負担金		41,594,000	41,154,995	27年実績 36,296,048 28年実績 37,019,832
	修繕等に要する負担金		2,000,000	2,009,005	27年実績 3,103,952 28年実績 2,353,168
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,085,000	1,104,211	27年実績 1,288,383 28年実績 1,199,711
	クリーニング代		1,000,000	1,023,450	27年実績 1,180,800 28年実績 1,109,550
	雇用保険料		85,000	80,757	27年実績 107,509 28年実績 90,154
	預金利息等		0	4	27年実績 74 28年実績 7
収入計(A)			45,779,000	45,306,411	27年実績 42,057,943 28年実績 41,776,151

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	31,301,000	30,976,208	
	給料		11,163,000	11,162,400	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期職員3名分
	職員手当等		6,580,000	6,352,851	通勤手当 923,600 時間外手当 1,029,842 賞与 3,503,330 他
	社会保険料等		4,373,000	4,277,117	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,117,000	1,116,240	正規職員4名分
管理費		(小計)	12,858,000	11,935,894	
	賃金		670,000	620,156	繁忙期キャンプリーター賃金 604,416 大掃除賃金 15,740
	報償費		0	0	
	旅費		250,000	179,340	青少年教育施設協議会等参加費 109,980 運営協議会 19,940 他
	需用費	(小計)	4,766,000	3,810,045	
	消耗品費		1,200,000	994,862	事務用品代 133,823 衛生清掃用具代 105,558 電気器具 119,649 他
	光熱水費		2,040,000	1,826,707	電気代 1,781,455 ガス代 45,252
	燃料費		1,360,000	919,660	A重油 435,456 公用車燃料代 484,204
	会議費		16,000	6,176	運営協議会費用 6,176
	印刷費		150,000	62,640	封筒 34,560 利用料領収書 28,080
	役務費	(小計)	2,560,000	3,021,890	
	通信費		230,000	179,357	電話料 147,567 インターネット回線料 23,575 他
	手数料		2,100,000	2,635,337	クリーニング代 1,230,471 ボイラー検査 210,060 屋外整備 138,740 他
	保険料		230,000	207,196	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 102,596
	委託費	(小計)	2,120,000	1,999,976	
	設備・衛生・清掃		1,010,000	993,320	クリーナー 800,000 ゴミ収集 193,320
	警備費		200,000	136,080	機械警備 136,080
	設備保守・点検		710,000	666,576	浄化槽保守点検 270,000 電気保安 202,176 消防設備 194,400
	その他		200,000	204,000	ピユースター運転 204,000
	使用料賃借料		300,000	160,980	パソコンリース料 27,864 NHK受信料 29,089 ショベルリース 43,200 他
	修繕費		2,000,000	2,009,005	中継ポンプ修理 331,020 自動火災報知設備設置 250,560 他
	原材料費		120,000	75,902	滑車 45,738 生コン 17,550 木材 10,000 他
	備品費		0	0	
	負担金		20,000	14,500	社会保険協会 4,000 青少年教育施設協議会 10,500
	公課費		52,000	44,100	公用車重量税 44,100
事業費		(小計)	1,620,000	1,569,182	
	報償費		220,000	190,799	主催事業指導員の謝金 190,799
	旅費		160,000	193,900	主催事業の講師・指導員の旅費 193,900
	需用費	(小計)	350,000	311,703	
	消耗品費		150,000	125,187	主催事業用消耗品 125,187
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		200,000	186,516	コピー機利用料(DM印刷) 186,516
	役務費	(小計)	90,000	71,630	
	通信費		70,000	71,630	主催事業DM発送費用 71,630
	手数料		10,000	0	
	保険料		10,000	0	
	使用料・賃借料		800,000	801,150	バス借上げ料 750,930 有料道路・駐車場代 30,730 他
支出計(B)			45,779,000	44,481,284	
収入額(A) - 支出額(B)			0	825,127	

平成29年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：世知原少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	1,151,000	908,220	27年実績 1,054,930 28年実績 1,183,510
県負担金			45,318,000	45,339,000	27年実績 38,800,000 28年実績 40,009,000
	管理運営負担金		43,318,000	43,503,528	27年実績 36,909,573 28年実績 38,019,360
	修繕等に要する負担金		2,000,000	1,835,472	27年実績 1,890,427 28年実績 1,989,640
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,107,000	1,067,340	27年実績 1,124,572 28年実績 1,107,259
	クリーニング代		997,000	987,300	27年実績 1,015,350 28年実績 1,015,200
	雇用保険料		110,000	80,040	27年実績 109,182 28年実績 92,059
	預金利息等			0	27年実績 40 28年実績 0
収入計(A)			47,576,000	47,314,560	27年実績 40,979,502 28年実績 42,299,769

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	31,629,000	31,256,732	
	給料		10,551,000	10,550,700	正規職員 4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期契約職員 3名分
	職員手当等		7,514,000	7,306,949	賞与 3,552,390 時間外手当 1,386,648 通勤手当 716,100 他
	社会保険料等		4,441,000	4,276,413	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,055,000	1,055,070	正規職員 4名分
管理費		(小計)	14,877,000	13,914,932	
	賃金		640,000	638,316	繁忙期キャンプリーダー賃金 633,316
	報償費		0	0	
	旅費		130,000	137,280	青少年教育施設協議会参加 60,730 研修会参加 20,070 他
	需用費	(小計)	5,845,000	5,638,912	
	消耗品費		2,000,000	2,125,153	事務用品 350,771 コピー機使用料 332,361 電気器具 117,804 他
	光熱水費		2,630,000	2,558,789	ガス代 40,956 水道代 924,764 電気料 1,593,069
	燃料費		1,060,000	786,490	A重油 567,648 公用車燃料代 218,842
	会議費		5,000	0	
	印刷費		150,000	168,480	封筒 95,040 領収書 41,040 昆虫カード 32,400
	役務費	(小計)	2,620,000	2,548,503	
	通信費		300,000	291,828	電話料 239,205 インターネット通話料 21,870 他
	手数料		2,080,000	2,067,195	クリーニング代 1,048,704 環境衛生費 108,000 ボイラー検査 229,260 他
	保険料		240,000	189,480	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 84,880
	委託費	(小計)	2,417,000	2,166,392	
	設備・衛生・清掃		1,455,000	1,317,728	クリーナー 900,000 環境衛生管理 417,728
	警備費		200,000	174,960	機械警備 174,960
	設備保守・点検		712,000	673,704	電気設備 207,360 消防設備 54,000 給茶機 131,544 浄化槽 280,800
	その他		50,000	0	
	使用料賃借料		1,000,000	753,641	コピー機リース 310,040 パソコンリース 384,912 NHK受信料 29,089 他
	修繕費		2,000,000	1,835,472	キャンプ場排水工事 486,000 宿泊棟洋式トイレ改修 410,400 他
	原材料費		160,000	137,916	塩ビ管 137,916
	備品費		0	0	
	負担金		15,000	14,700	社会保険協会費 4,000 青少年教育施設協議会 10,500 他
	公課費		50,000	43,800	公用車重量税 43,800
事業費		(小計)	1,070,000	1,005,090	
	報償費		120,000	32,300	主催事業の講師・補助員への謝金 32,300
	旅費		5,000	0	
	需用費	(小計)	435,000	480,763	
	消耗品費		380,000	480,763	主催事業用消耗品 480,763
	燃料費		0	0	
	会議費		5,000	0	
	印刷費		50,000	0	
	役務費	(小計)	140,000	75,561	
	通信費		130,000	75,561	主催事業DM発送メール便代 75,561
	手数料		10,000	0	
	保険料		0	0	
	使用料・賃借料		370,000	416,466	通行料・駐車場代 5,980 バス借上げ料 404,486 他
支出計(B)			47,576,000	46,176,754	
収入額(A) - 支出額(B)			0	1,137,806	

平成29年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：3施設合計

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	11,106,000	9,960,790	天地 8,014,370 千々石 1,038,200 世知原 908,220
県負担金			175,258,000	175,258,000	天地 86,755,000 千々石 43,164,000 世知原 45,339,000
	管理運営負担金		166,932,000	166,159,229	天地 81,500,706 千々石 41,154,995 世知原 43,503,528
	修繕等に要する負担金		8,326,000	9,098,771	天地 5,254,294 千々石 2,009,005 世知原 1,835,472
自主事業等収入		(小計)	746,000	746,000	
	自動販売機収入		746,000	746,000	コココーラ 450,000 ヤクルト 256,000 ペプシコーラ 40,000
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	4,764,000	4,607,096	天地 2,435,545 千々石 1,104,211 世知原 1,067,340
	クリーニング代		4,437,000	4,343,700	天地 2,332,950 千々石 1,023,450 世知原 987,300
	雇用保険料		327,000	263,389	天地 102,592 千々石 80,757 世知原 80,040
	預金利息等		0	7	天地 3 千々石 4
収入計(A)			191,874,000	190,571,886	天地 97,950,915 千々石 45,306,411 世知原 47,314,560

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	112,781,000	110,843,052	天地 48,610,112 千々石 30,976,208 世知原 31,256,732
	給料		33,223,000	33,222,000	天地 11,508,900 千々石 11,162,400 世知原 10,550,700
	報酬		37,472,000	37,470,600	天地 21,335,400 千々石 8,067,600 世知原 8,067,600
	職員手当等		23,136,000	21,959,219	天地 8,299,419 千々石 6,352,851 世知原 7,306,949
	社会保険料等		15,627,000	14,869,033	天地 6,315,503 千々石 4,277,117 世知原 4,276,413
	退職積立金		3,323,000	3,322,200	正規職員 12名分
管理費		(小計)	73,572,000	69,003,077	天地 43,152,251 千々石 11,935,894 世知原 13,914,932
	賃金		2,960,000	2,866,264	天地 1,607,792 千々石 620,156 世知原 638,316
	報償費		5,000	0	
	旅費		780,000	506,210	天地 189,590 千々石 179,340 世知原 137,280
	需用費	(小計)	24,850,000	21,869,736	天地 12,420,779 千々石 3,810,045 世知原 5,638,912
	消耗品費		5,659,000	5,006,638	天地 1,886,623 千々石 994,862 世知原 2,125,153
	光熱水費		11,490,000	11,209,289	天地 6,823,793 千々石 1,826,707 世知原 2,558,789
	燃料費		7,095,000	5,302,854	天地 3,596,704 千々石 919,660 世知原 786,490
	会議費		46,000	16,155	天地 9,979 千々石 6,176
	印刷費		560,000	334,800	天地 103,680 千々石 62,640 世知原 168,480
	役務費	(小計)	9,460,000	9,182,424	天地 3,612,031 千々石 3,021,890 世知原 2,548,503
	通信費		1,185,000	1,014,029	天地 542,844 千々石 179,357 世知原 291,828
	手数料		7,445,000	7,500,179	天地 2,797,647 千々石 2,635,337 世知原 2,067,195
	保険料		830,000	668,216	天地 271,540 千々石 207,196 世知原 189,480
	委託費	(小計)	15,055,000	14,163,930	天地 9,997,562 千々石 1,999,976 世知原 2,166,392
	設備・衛生・清掃		8,010,000	7,796,919	天地 5,485,871 千々石 993,320 世知原 1,317,728
	警備費		1,800,000	1,590,744	天地 1,279,704 千々石 136,080 世知原 174,960
	設備保守・点検		3,355,000	3,150,360	天地 1,810,080 千々石 666,576 世知原 673,704
	その他		1,890,000	1,625,907	天地 1,421,907 千々石 204,000
	使用料賃借料		1,570,000	1,105,100	天地 190,479 千々石 160,980 世知原 753,641
	修繕費		8,326,000	9,098,771	天地 5,254,294 千々石 2,009,005 世知原 1,835,472
	原材料費		380,000	275,168	天地 61,350 千々石 75,902 世知原 137,916
	備品費		0	0	
	負担金		54,000	47,700	天地 18,500 千々石 14,500 世知原 14,700
	公課費		10,132,000	9,887,774	天地 9,799,874 千々石 44,100 世知原 43,800
事業費		(小計)	5,521,000	4,869,652	天地 2,295,380 千々石 1,569,182 世知原 1,005,090
	報償費		1,550,000	1,206,111	天地 983,012 千々石 190,799 世知原 32,300
	旅費		296,000	272,180	天地 78,280 千々石 193,900
	需用費	(小計)	1,115,000	980,065	天地 187,599 千々石 311,703 世知原 480,763
	消耗品費		800,000	740,577	天地 134,627 千々石 125,187 世知原 480,763
	燃料費		60,000	52,972	天地 52,972
	会議費		5,000	0	
	印刷費		250,000	186,516	千々石 186,516
	役務費	(小計)	466,000	348,990	天地 201,799 千々石 71,630 世知原 75,561
	通信費		421,000	338,136	天地 190,945 千々石 71,630 世知原 75,561
	手数料		24,000	2,474	天地 2,474
	保険料		21,000	8,380	天地 8,380
	使用料・賃借料		2,094,000	2,062,306	天地 844,690 千々石 801,150 世知原 416,466
支出計(B)			191,874,000	184,715,781	天地 94,057,743 千々石 44,481,284 世知原 46,176,754

収入額(A) - 支出額(B)	0	5,856,105
-----------------	---	-----------

施設名：佐世保青少年の天地

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	7,741,000	7,230,030	28年実績 8,965,170 29年実績 8,014,370
県負担金			87,272,000	86,872,000	28年実績 94,086,000 29年実績 86,755,000
	管理運営負担金		82,946,000	82,219,433	28年実績89,754,359 29年実績 81,500,706
	修繕等に要する負担金		4,326,000	4,652,567	28年実績 4,331,641 29年実績 5,254,294
自主事業等収入		(小計)	746,000	746,000	28年実績 746,000 29年実績 746,000
	自動販売機収入		746,000	746,000	コカコーラ 450,000 長崎ヤクルト 256,000 ガイド・ドリンク 40,000
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	2,410,000	2,421,409	28年実績 2,474,032 29年実績 2,435,545
	クリーニング代		2,312,000	2,322,300	28年実績 2,337,600 29年実績 2,332,950
	雇用保険料		98,000	94,323	28年実績 136,427 29年実績 102,592
	預金利息等		0	4,786	28年実績 5 29年実績 3
収入計(A)			98,169,000	97,269,439	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	50,082,000	49,036,398	
	給料		11,744,000	11,743,800	正規職員 4名分
	報酬		21,336,000	21,335,400	有期契約職員 8名分
	職員手当等		8,897,000	7,993,944	通勤手当 924,000 時間外手当 1,950,228 賞与 3,754,920 他
	社会保険料等		6,930,000	6,788,874	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,175,000	1,174,380	正規職員 4名分
管理費		(小計)	45,262,000	41,724,893	
	賃金		1,650,000	1,552,602	臨時職員賃金 1,004,850 繁忙期キャンブリーダー547,752
	報償費		10,000	0	
	旅費		390,000	192,340	青少年教育施設協議会参加 61,340 事務局旅費 119,560 他
	需用費	(小計)	13,417,000	10,947,692	
	消耗品費		2,350,000	2,028,403	コピー利用料 326,888 衛生清掃用品 247,865 事務用品 227,607 他
	光熱水費		6,730,000	5,817,328	電気代 5,752,427 ガス代 64,901
	燃料費		4,017,000	2,989,080	A重油代 2,790,720 公用車燃料代他 198,360
	会議費		60,000	3,801	総会費用 3,801
	印刷費		260,000	109,080	領収書他印刷 109,080
	役務費	(小計)	4,237,000	4,017,256	
	通信費		655,000	513,509	電話料 257,50 切手代 26,188 インターネット回線使用料 227,952 他
	手数料		3,222,000	3,252,057	クリーニング代 1,061,960 ボイラー関係 442,584 除草作業 743,200 他
	保険料		360,000	251,690	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 147,090
	委託費	(小計)	10,523,000	9,802,127	
	設備・衛生・清掃		5,560,000	5,506,727	クリーナー 2,187,900 環境衛生管理 2,264,027 水質検査 680,400 他
	警備費		1,360,000	1,204,863	機械警備 128,304 夜間巡回業務委託 1,076,559
	設備保守・点検		1,933,000	1,810,080	浄化槽 449,712 ビュースター 615,600 電気保安 291,600 他
	その他		1,670,000	1,280,457	ボイラー委託 817,105 ビュースター運転委託 158,000 他
	使用料賃借料		270,000	506,869	総会会場 21,600 NHK受信料 43,633 パソコン・複写機借り上げ 439,236 他
	修繕費		4,326,000	4,652,567	本館及び研修棟屋根修繕 464,400 ボイラー室給湯用循環ポンプ他修繕 158,544 他
	原材料費		100,000	98,672	耐火煉瓦 29,870 真砂土 20,587 他
	備品購入費		0	92,000	
	負担金		19,000	18,500	社会保険協会 8,000 青少年教育施設協議会 10,500
	公課費		10,320,000	9,844,268	公用車重量税 6,600 消費税他 9,837,668
事業費		(小計)	2,825,000	2,249,194	
	報償費		1,202,000	1,040,996	主催事業の講師・指導補助員の謝金 1,040,996
	旅費		89,000	66,480	主催事業の講師・指導員の旅費 66,480
	需用費	(小計)	285,000	175,131	
	消耗品費		225,000	134,031	主催事業用消耗品 134,031
	燃料費		60,000	41,100	ガソリン代(投光器使用) 41,100
	会議費		0	0	
	印刷費		0	0	
	役務費	(小計)	275,000	175,064	
	通信費		260,000	154,975	フェリー代 59,800 郵便切手代(主催事業案内DM発送) 95,175
	手数料		4,000	10,949	クリーニング代 2,079 Q.Uテスト診断料 8,070
	保険料		11,000	9,140	講師・指導員用保険料 9,140
	使用料・賃借料		974,000	791,523	投光機レンタル 175,543 トイレリース 100,000 バス・ジャンボTAXI貸切料 456,520 他
支出計(B)			98,169,000	93,010,485	
収入額(A) - 支出額(B)			0	4,258,954	

施設名：千々石少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	1,010,000	1,063,240	28年実績 1,246,000 29年実績 1,038,200
県負担金			43,923,000	44,823,000	28年実績 39,373,000 29年実績 43,164,000
	管理運営負担金		41,923,000	41,809,062	28年実績 37,019,832 29年実績 41,154,995
	修繕等に要する負担金		2,000,000	3,013,938	28年実績 2,353,168 29年実績 2,009,005
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,090,000	1,058,532	28年実績 1,199,711 29年実績 1,104,211
	クリーニング代		1,020,000	978,300	28年実績 1,109,550 29年実績 1,023,450
	雇用保険料		70,000	80,228	28年実績 90,154 29年実績 80,757
	預金利息等		0	4	28年実績 7 29年実績 4
収入	計(A)		46,023,000	46,944,772	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	31,603,000	31,492,763	
	給料		11,399,000	11,398,800	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期職員3名分
	職員手当等		6,796,000	6,513,148	通勤手当 945,600 時間外手当1,099,739 賞与 3,583,280 他
	社会保険料等		4,200,000	4,373,335	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,140,000	1,139,880	
管理費		(小計)	12,577,000	12,271,426	
	賃金		650,000	673,672	繁忙期キャンプリダー賃金 654,784 大掃除・整地整備賃金 18,888
	報償費		0	0	
	旅費		300,000	252,730	ビュースター等研修会 84,900 代表者会14,400 運営協議会20,300 他
	需用費	(小計)	4,467,000	3,401,285	
	消耗品費		1,100,000	784,529	事務用品代 135,442 衛生清掃用具代114,071 電気器具31,130 他
	光熱水費		2,000,000	1,660,156	電気代 1,619,566 ガス代40,590
	燃料費		1,250,000	915,480	A重油 332,316 公用車燃料代 583,164
	会議費		17,000	6,560	運営協議会費用 6,560
	印刷費		100,000	34,560	封筒 34,560
	役務費	(小計)	2,680,000	2,706,620	
	通信費		250,000	179,109	電話料 155,213 インターネット回線料 21,729 他
	手数料		2,200,000	2,321,075	クリーニング代 973,051 ボイラー検査 210,060 害虫駆除 269,136 他
	保険料		230,000	206,436	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 101,836
	委託費	(小計)	2,160,000	1,950,826	
	設備・衛生・清掃		1,050,000	993,320	クリーナー800,0000 ゴミ収集 193,320
	警備費		160,000	136,080	機械警備 136,080
	設備保守・点検		680,000	666,576	浄化槽保守点検 270,000 電気保安 202,176 消防設備 194,400
	その他		270,000	154,850	ビュースター運転 154,850
	使用料賃借料		150,000	115,920	印刷機・パソコンリース料 54,691 NHK受信料 29,089 マイクロ 20,000 他
	修繕費		2,000,000	3,013,938	中継ポンプ室制御盤改修 486,000 車庫シャッター修繕 240,840 他
	原材料費		100,000	92,835	ロープ 30,553 ベンキ 29,808 木材 10,000 他
	備品費		0	0	
	負担金		20,000	14,500	社会保険協会 4,000 九州地区・青少年教育施設協議会 10,500
	公課費		50,000	49,100	公用車重量税 49,100
事業費		(小計)	1,843,000	1,419,726	
	報償費		150,000	155,729	講師謝金 103,000 主催事業指導員の謝金 52,729
	旅費		250,000	127,840	主催事業の講師・指導員の旅費 127,840
	需用費	(小計)	350,000	337,986	
	消耗品費		150,000	118,951	主催事業用消耗品 118,951
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		200,000	219,035	コピー機利用料 219,035(DM印刷)
	役務費	(小計)	113,000	63,075	
	通信費		100,000	62,751	主催事業DM発送費用62,751
	手数料		5,000	324	
	保険料		8,000	0	
	使用料・賃借料		980,000	735,096	バス・ジャンボTAXI借上げ料 654,430 有料道路・駐車場代 23,810 他
支出	計(B)		46,023,000	45,183,915	

収入額(A) - 支出額(B)	0	1,760,857
-----------------	---	-----------

施設名：世知原少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	1,063,000	1,012,860	28年実績 1,183,510 29年実績 908,220
県負担金			45,182,000	44,682,000	28年実績 40,009,000 29年実績 45,339,000
	管理運営負担金		43,182,000	43,186,030	28年実績 38,019,360 29年実績 43,503,528
	修繕等に要する負担金		2,000,000	1,495,970	28年実績 1,989,640 29年実績 1,835,472
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,075,000	1,001,283	28年実績 1,107,259 29年実績 1,067,340
	クリーニング代		964,000	920,400	28年実績 1,015,200 29年実績 987,300
	雇用保険料		111,000	80,883	28年実績92,059 29年実績 80,040
	預金利息等			0	28年実績 0 29年実績 0
収入計(A)			47,320,000	46,696,143	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	31,788,000	31,596,215	
	給料		10,830,000	10,829,400	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,172,655	有期契約職員3名分(他に途中退職1名あり)
	職員手当等		7,607,000	7,190,986	賞与 3,663,545 時間外手当 1,107,227 通勤手当 755,600 他
	社会保険料等		4,200,000	4,320,234	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,083,000	1,082,940	
管理費		(小計)	14,290,000	12,958,641	
	賃金		600,000	554,706	繁忙期キャンブリーダー賃金 554,706
	報償費		0	0	
	旅費		150,000	124,790	青少年教育施設協議会参加 77,110 施設運営協議会 2,820 他
	需用費	(小計)	5,718,000	5,203,205	
	消耗品費		2,000,000	1,621,801	事務用品 183,484 コピー機使用料 305,397 電気器具 3,702 他
	光熱水費		2,600,000	2,460,254	ガス代 36,670 水道代 940,165 電気料 1,483,419
	燃料費		950,000	952,670	A重油 702,972 公用車燃料代 249,698
	会議費		8,000	0	
	印刷費		160,000	168,480	封筒 28,080 利用の手引き 140,400
	役務費	(小計)	2,620,000	2,536,901	
	通信費		300,000	313,393	電話料 211,614 インターネット通話料 26,244 郵便切手代 33,560 他
	手数料		2,100,000	2,029,618	クリーニング代 869,064 浄化槽清掃 279,180 ボイラー検査 229,260 他
	保険料		220,000	193,890	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 89,290
	委託費	(小計)	2,232,000	2,214,788	
	設備・衛生・清掃		1,340,000	1,304,564	クリーナー 900,000 環境衛生管理 177,958 他
	警備費		180,000	174,960	機械警備 174,960
	設備保守・点検		662,000	735,264	給茶機 99,144 浄化槽 280,800 消防 54,000 電気保安 207,360 冷凍庫 93,960
	その他		50,000	0	
	使用料賃借料		750,000	763,681	コピー機リース 311,040 パソコンリース 384,912 NHK受信料 29,089 他
	修繕費		2,000,000	1,495,970	冒険の森遊具修繕 268,995 宿泊棟リノベ室和式便器撤去及び様式便器取付 432,000 他
	原材料費		150,000	0	
	備品費		0	0	
	負担金		20,000	14,500	社会保険協会費 4,000 九州地区・青少年教育施設協議会 10,500 他
	公課費		50,000	50,100	公用車重量税 50,100
事業費		(小計)	1,242,000	708,170	
	報償費		70,000	31,200	主催事業の講師・補助員への謝金 31,200
	旅費		30,000	7,580	主催事業の講師・指導員の旅費 7,580
	需用費	(小計)	565,000	452,549	
	消耗品費		460,000	452,549	主催事業用消耗品 452,549
	燃料費		0	0	
	会議費		5,000	0	
	印刷費		100,000	0	
	役務費	(小計)	77,000	74,571	
	通信費		70,000	74,571	主催事業DM発送メール便代 74,571
	手数料		5,000	0	
	保険料		2,000	0	
	使用料・賃借料		500,000	142,270	バス借上げ料 120,810 農地借地 13,000 他
支出計(B)			47,320,000	45,263,026	

収入額(A) - 支出額(B)	0	1,433,117
-----------------	---	-----------

平成30年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：3施設合計

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	9,814,000	9,306,130	天地 7,230,030 千々石 1,063,240 世知原 1,012,860
県負担金			176,377,000	176,377,000	天地 86,872,000 千々石 44,823,000 世知原 44,682,000
	管理運営負担金		168,051,000	167,214,525	天地 82,219,433 千々石 41,809,062 世知原 43,186,030
	修繕等に要する負担金		8,326,000	9,162,475	天地 4,652,567 千々石 3,013,938 世知原 1,495,970
自主事業等収入		(小計)	746,000	746,000	
	自動販売機収入		746,000	746,000	コココーラ 450,000 長崎ヤクルト 256,000 ガイド - ドリンク 40,000
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	4,575,000	4,481,224	天地 2,421,409 千々石 1,058,532 世知原 1,001,283
	クリーニング代		4,296,000	4,221,000	天地 2,322,300 千々石 978,300 世知原 920,400
	雇用保険料		279,000	255,434	天地 94,323 千々石 80,228 世知原 80,883
	預金利息等		0	4,790	天地 4,786 千々石 4
収入	計(A)		191,512,000	190,910,354	天地 97,269,439 千々石 46,944,772 世知原 46,696,143

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	113,473,000	112,125,376	天地 49,036,398 千々石 31,492,763 世知原 31,596,215
	給料		33,973,000	33,972,000	天地 11,743,800 千々石 11,398,800 世知原 10,829,400
	報酬		37,472,000	37,575,655	天地 21,335,400 千々石 8,067,600 世知原 8,172,655
	職員手当等		23,300,000	21,698,078	天地 7,993,944 千々石 6,513,148 世知原 7,190,986
	社会保険料等		15,330,000	15,482,443	天地 6,788,874 千々石 4,373,335 世知原 4,320,234
	退職積立金		3,398,000	3,397,200	正規職員 12名分
管理費		(小計)	72,129,000	66,954,960	天地 41,724,893 千々石 12,271,426 世知原 12,958,641
	賃金		2,900,000	2,780,980	天地 1,552,602 千々石 673,672 世知原 554,706
	報償費		10,000	0	
	旅費		840,000	569,860	天地 192,340 千々石 252,730 世知原 124,790
	需用費	(小計)	23,602,000	19,552,182	天地 10,947,692 千々石 3,401,285 世知原 5,203,205
	消耗品費		5,450,000	4,434,733	天地 2,028,403 千々石 784,529 世知原 1,621,801
	光熱水費		11,330,000	9,937,738	天地 5,817,328 千々石 1,660,156 世知原 2,460,254
	燃料費		6,217,000	4,857,230	天地 2,989,080 千々石 915,480 世知原 952,670
	会議費		85,000	10,361	天地 3,801 千々石 6,560
	印刷費		520,000	312,120	天地 109,080 千々石 34,560 世知原 168,480
	役務費	(小計)	9,537,000	9,260,777	天地 4,017,256 千々石 2,706,620 世知原 2,536,901
	通信費		1,205,000	1,006,011	天地 513,509 千々石 179,109 世知原 313,393
	手数料		7,522,000	7,602,750	天地 3,252,057 千々石 2,321,075 世知原 2,029,618
	保険料		810,000	652,016	天地 251,690 千々石 206,436 世知原 193,890
	委託費	(小計)	14,915,000	13,967,741	天地 9,802,127 千々石 1,950,826 世知原 2,214,788
	設備・衛生・清掃		7,950,000	7,804,611	天地 5,506,727 千々石 993,320 世知原 1,304,564
	警備費		1,700,000	1,515,903	天地 1,204,863 千々石 136,080 世知原 174,960
	設備保守・点検		3,275,000	3,211,920	天地 1,810,080 千々石 666,576 世知原 735,264
	その他		1,990,000	1,435,307	天地 1,280,457 千々石 154,850
	使用料賃借料		1,170,000	1,386,470	天地 506,869 千々石 115,920 世知原 763,681
	修繕費		8,326,000	9,162,475	天地 4,652,567 千々石 3,013,938 世知原 1,495,970
	原材料費		350,000	191,507	天地 98,672 千々石 92,835
	備品費		0	92,000	天地 92,000
	負担金		59,000	47,500	天地 18,500 千々石 14,500 世知原 14,500
	公課費		10,420,000	9,943,468	天地 9,844,268 千々石 49,100 世知原 50,100
事業費		(小計)	5,910,000	4,377,090	天地 2,249,194 千々石 1,419,726 世知原 708,170
	報償費		1,422,000	1,227,925	天地 1,040,996 千々石 155,729 世知原 31,200
	旅費		369,000	201,900	天地 66,480 千々石 127,840 世知原 7,580
	需用費	(小計)	1,200,000	965,666	天地 175,131 千々石 337,986 世知原 452,549
	消耗品費		835,000	705,531	天地 134,031 千々石 118,951 世知原 452,549
	燃料費		60,000	41,100	天地 41,100
	会議費		5,000	0	
	印刷費		300,000	219,035	千々石 219,035
	役務費	(小計)	465,000	312,710	天地 175,064 千々石 63,075 世知原 74,571
	通信費		430,000	292,297	天地 154,975 千々石 62,751 世知原 74,571
	手数料		14,000	11,273	天地 10,949 千々石 324
	保険料		21,000	9,140	天地 9,140
	使用料・賃借料		2,454,000	1,668,889	天地 791,523 千々石 735,096 世知原 142,270
支出	計(B)		191,512,000	183,457,426	天地 93,010,485 千々石 45,183,915 世知原 45,263,026

収入額(A) - 支出額(B)	0	7,452,928
-----------------	---	-----------

平成31年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：佐世保青少年の天地

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	7,506,000	6,382,750	29年実績 8,014,370 30年実績 7,230,030
県負担金			89,641,000	89,641,000	29年実績 86,755,000 30年実績 86,872,000
	管理運営負担金		85,315,000	84,665,882	29年実績 81,500,706 30年実績 82,219,433
	修繕等に要する負担金		4,326,000	4,975,118	29年実績 5,254,294 30年実績 4,652,567
自主事業等収入		(小計)	746,000	746,000	29年実績 746,000 30年実績 746,000
	自動販売機収入		746,000	746,000	ココロラ 450,000 長崎ヤクルト 256,000 ガイド-ドリンク 40,000
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	2,272,000	2,075,107	29年実績 2,435,545 30年 2,421,409
	クリーニング代		2,170,000	1,973,400	29年実績 2,332,950 30年実績 2,322,300
	雇用保険料		102,000	101,606	29年実績 102,592 30年実績 94,323
	預金利息等		0	101	29年実績 3 30年実績 4,786
収入計(A)			100,165,000	98,844,857	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	50,482,000	48,859,607	
	給料		11,952,000	11,952,000	正規職員 4名分
	報酬		21,338,000	21,335,400	有期契約職員 8名分
	職員手当等		8,981,000	7,793,606	通勤手当 883,200 時間外手当 1,672,151 賞与 3,811,115 他
	社会保険料等		7,015,000	6,583,401	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,196,000	1,195,200	正規職員 4名分
管理費		(小計)	47,097,000	41,528,310	
	賃金		1,630,000	1,391,520	臨時職員賃金 1,013,760 繁忙期キャンブリーダー 377,760
	報償費		10,000	0	
	旅費		330,000	169,850	青少年教育施設協議会等参加 84,870 事務局旅費 84,980
	需用費	(小計)	13,345,000	9,575,598	
	消耗品費		2,415,000	1,549,913	コピー利用料 319,550 衛生清掃用品 180,389 事務用品他 1,049,974
	光熱水費		6,216,000	5,710,393	電気代 5,647,107 ガス代 63,286
	燃料費		4,442,000	2,238,688	A重油代 2,040,480 公用車燃料代他 198,208
	会議費		60,000	5,324	総会費用 5324
	印刷費		212,000	71,280	利用券他印刷 71,280
	役務費	(小計)	4,281,000	3,627,631	
	通信費		629,000	567,249	電話料 223,050 切手代 77,026 インターネット回線使用料 221,253 他
	手数料		3,299,000	2,752,742	クリーニング代 957,079 ボイラー関係 450,780 消毒作業 699,000 他
	保険料		353,000	307,640	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 203,040
	委託費	(小計)	11,742,000	10,428,948	
	設備・衛生・清掃		6,584,000	6,161,826	クリーナー 2,712,792 環境衛生管理 2,125,500 水質検査 658,716 他
	警備費		1,474,000	1,095,833	機械警備 129,492 夜間巡回業務委託 966,341
	設備保守・点検		1,953,000	1,830,640	浄化槽 453,876 ビュースター 621,300 電気保安 298,700 他
	その他		1,731,000	1,340,649	ボイラー委託 731,827 ビュースター運転委託 311,322 産廃処理 27,500 他
	使用料賃借料		588,000	537,033	総会会場 22,000 NHK受信料 43,633 パソコン・複写機借り上げ 469,800 他
	修繕費		4,326,000	4,975,118	利用者団体名表示板修繕 225,720 ロジテントサイトスピーカー修繕 326,700 他
	原材料費		101,000	99,612	木材他 96,612
	備品購入費		0	0	
	負担金		21,000	18,500	社会保険協会 8,000 青少年教育施設協議会他 10,500
	公課費		10,723,000	10,704,500	公用車等重量税 186,600 消費税他 10,517,900
事業費		(小計)	2,586,000	1,057,046	
	報償費		837,000	313,075	主催事業の講師・指導補助員の謝金 313,075
	旅費		135,000	76,400	主催事業の講師・指導員の旅費 76,400
	需用費	(小計)	556,000	242,098	
	消耗品費		484,000	242,098	主催事業用消耗品 242,098
	燃料費		72,000	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		0	0	
	役務費	(小計)	375,000	208,151	
	通信費		360,000	205,670	フェリー代 111,860 郵便切手代(主催事業案内DM発送) 93,810
	手数料		3,000	281	クリーニング代 281
	保険料		12,000	2,200	講師・指導員用保険料 2,200
	使用料・賃借料		683,000	217,322	マイクロバス・大型バス貸切料 112,912 トイレリース 100,000 他
支出計(B)			100,165,000	91,444,963	

収入額(A) - 支出額(B)	0	7,399,894
-----------------	---	-----------

平成31年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：千々石少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	973,000	1,236,960	29年実績 1,038,200 30年実績 1,063,240
県負担金			44,805,000	44,805,000	29年実績 43,164,000 30年実績 44,823,000
	管理運営負担金		42,805,000	41,627,529	29年実績 41,154,995 30年実績 41,809,062
	修繕等に要する負担金		2,000,000	3,177,471	29年実績 2,009,005 30年実績 3,013,938
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,033,000	934,535	29年実績 1,104,211 30年実績 1,058,532
	クリーニング代		953,000	844,050	29年実績 1,023,450 30年実績 978,300
	雇用保険料		80,000	78,413	29年実績 80,757 30年実績 80,228
	預金利息等		0	12,072	29年実績 4 30年実績 4
収入	計(A)		46,811,000	46,976,495	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	32,196,000	31,496,269	
	給料		11,583,000	11,582,100	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期職員3名分
	職員手当等		6,940,000	6,384,533	通勤手当 945,600 時間外手当 924,360 賞与 3,633,740 他
	社会保険料等		4,446,000	4,303,826	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,159,000	1,158,210	正規職員 4名分
管理費		(小計)	12,984,000	12,436,821	
	賃金		700,000	494,045	繁忙期キャンプリーダー賃金 440,720 大掃除・整地整備賃金 53,325
	報償費		0	0	
	旅費		280,000	159,946	全国所長会 53,946 代表者会 14,400 運営協議会 26,800 他
	需用費	(小計)	3,977,000	3,819,607	
	消耗品費		948,000	1,352,677	事務用品代 316,496 衛生清掃用具代 276,769 照明器具 127,600 他
	光熱水費		1,823,000	1,443,020	電気代 1,410,797 ガス代 32,223
	燃料費		1,111,000	950,430	A重油 371,010 軽油 543,274 他
	会議費		15,000	7,600	運営協議会費用 7,600
	印刷費		80,000	65,880	領収書 65,880
	役務費	(小計)	3,413,000	2,499,670	
	通信費		252,000	176,208	電話料 152,130 インターネット回線料 24,078 他
	手数料		2,929,000	2,131,006	クリーニング代 922,956 ボイラー検査 210,060 害虫駆除 271,400 他
	保険料		232,000	192,456	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 87,856
	委託費	(小計)	2,241,000	1,925,488	
	設備・衛生・清掃		1,111,000	994,860	クリーナー 813,200 ゴミ収集 181,660
	警備費		151,000	137,340	機械警備 137,340
	設備保守・点検		747,000	690,688	浄化槽保守点検 299,640 電気保安 204,048 消防設備 187,000
	その他		232,000	102,600	ビュースター運転 102,600
	使用料賃借料		202,000	115,260	印刷機・パソコンリース料 54,691 NHK受信料 29,089 マイクロ等 21,080 他
	修繕費		2,000,000	3,177,471	浄化槽ポンプ電気系統修繕 546,700 ログケビン屋根修繕 405,900 他
	原材料費		101,000	91,374	木材 水性ペンキ 他 91,374
	備品費		0	90,360	エアコン
	負担金		20,000	14,500	社会保険協会 4,000 九州地区・青少年教育施設協議会 10,500
	公課費		50,000	49,100	公用車重量税 49,100
事業費		(小計)	1,631,000	2,031,908	
	報償費		150,000	347,840	冒険キャンプ講師 260,860 冬子ども指導者 47,400 ジオパーク講師 39,580
	旅費		150,000	195,420	主催事業の講師・指導員の旅費 195,420
	需用費	(小計)	383,000	408,389	
	消耗品費		131,000	168,569	主催事業用消耗品 168,569
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		252,000	239,820	コピー機利用料 239,820(DM印刷)
	役務費	(小計)	90,000	68,189	
	通信費		80,000	67,865	主催事業DM発送費用62,751
	手数料		5,000	324	両替手数料
	保険料		5,000	0	
	使用料・賃借料		858,000	1,012,070	バス借上げ料 965,290 有料道路 23,490 他
支出	計(B)		46,811,000	45,964,998	

収入額(A) - 支出額(B)	0	1,011,497
-----------------	---	-----------

平成31年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：世知原少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	904,000	1,001,410	29年実績 908,220 30年実績 1,012,860
県負担金			46,314,000	46,314,000	29年実績 45,339,000 30年実績 44,682,000
	管理運営負担金		44,314,000	43,927,947	29年実績 43,503,528 30年実績 43,186,030
	修繕等に要する負担金		2,000,000	2,386,053	29年実績 1,835,472 30年実績 1,495,970
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	999,000	957,864	29年実績1,067,340 30年実績 1,001,283
	クリーニング代		919,000	878,100	29年実績 987,300 30年実績 920,400
	雇用保険料		80,000	79,764	29年実績 80,040 30年実績 80,883
	預金利息等			0	29年実績 0 30年実績 0
収入	計(A)		48,217,000	48,273,274	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	32,550,000	31,905,421	
	給料		11,110,000	11,101,200	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期契約職員3名分
	職員手当等		7,861,000	7,339,310	賞与 3,734,855 時間外手当 1,142,747 通勤手当 766,000 他
	社会保険料等		4,400,000	4,287,191	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,111,000	1,110,120	正規職員4名分
管理費		(小計)	14,514,000	14,003,415	
	賃金		700,000	467,546	繁忙期キャンプリーダー賃金 467,546
	報償費		0	0	
	旅費		180,000	179,930	全国所長会 54,340 ビュースター研修会 19,740 冒険キャン関係 47,660 他
	需用費	(小計)	5,718,000	4,766,778	
	消耗品費		2,134,000	1,552,436	事務用品 166,146 コピー機使用料 352,881 衛生関係 207,600 他
	光熱水費		2,514,000	2,294,860	ガス代 36,442 水道代 700,202 電気料 1,558,216
	燃料費		909,000	836,052	A重油 569,878 灯油・軽油・ガソリン 266,174
	会議費		10,000	4,950	施設運営会議
	印刷費		151,000	78,480	角2・角3封筒 78,480
	役務費	(小計)	2,646,000	2,619,593	
	通信費		303,000	335,683	電話料 238,310 インターネット通話料 32,453 郵便切手代 9,400 他
	手数料		2,121,000	2,102,600	クリーニング代 974,168 浄化槽清掃 284,350 ボイラー検査 190,488 他
	保険料		222,000	181,310	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 76,710
	委託費	(小計)	2,312,000	2,716,434	
	設備・衛生・清掃		1,373,000	1,827,526	クリーナー 900,000 環境衛生管理 182,000 運搬処理 573,550 他
	警備費		202,000	176,580	機械警備 176,580
	設備保守・点検		737,000	712,328	給茶機 99,144 浄化槽 283,404 消防 54,500 電気保安 209,280 冷凍庫 66,000
	その他		0	0	
	使用料賃借料		787,000	772,041	コピー機リース 311,040 パソコンリース 384,912 NHK受信料 29,089 他
	修繕費		2,000,000	2,386,053	林道・炊飯場・冒険の森遊具修繕 297,000 厨房ガスレンジ修繕 885,600 他
	原材料費		101,000	30,440	塩ビパイプ・砕石 他
	備品費		0	0	
	負担金		20,000	14,500	社会保険協会費 4,000 九州地区・青少年教育施設協議会 10,500
	公課費		50,000	50,100	公用車重量税 50,100
事業費		(小計)	1,153,000	1,051,334	
	報償費		100,000	41,800	主催事業の講師・補助員への謝金 41,800
	旅費		50,000	14,780	主催事業の講師・指導員の旅費 14,780
	需用費	(小計)	600,000	611,231	
	消耗品費		545,000	611,231	主催事業用消耗品 611,231
	燃料費		0	0	
	会議費		5,000	0	
	印刷費		50,000	0	
	役務費	(小計)	100,000	91,360	
	通信費		90,000	91,360	主催事業DM発送メール便代 91,360
	手数料		5,000	0	
	保険料		5,000	0	
	使用料・賃借料		303,000	292,163	バス借上げ料・駐車場 279,163 農地借地 13,000
支出	計(B)		48,217,000	46,960,170	

収入額(A) - 支出額(B)	0	1,313,104
-----------------	---	-----------

平成31年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：3施設合計

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	9,383,000	8,621,120	天地 6,382,750 千々石 1,236,960 世知原 1,001,410
県負担金			180,760,000	180,760,000	天地 89,641,000 千々石 44,805,000 世知原 46,314,000
	管理運営負担金		172,434,000	170,221,358	天地 84,665,882 千々石 41,627,529 世知原 43,927,947
	修繕等に要する負担金		8,326,000	10,538,642	天地 4,975,118 千々石 3,177,471 世知原 2,386,053
自主事業等収入		(小計)	746,000	746,000	
	自動販売機収入		746,000	746,000	コココーラ 450,000 長崎ヤクルト 256,000 ダイド-ドリンク 40,000
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	4,304,000	3,967,506	天地 2,075,107 千々石 934,535 世知原 957,864
	クリーニング代		4,042,000	3,695,550	天地 1,973,400 千々石 844,050 世知原 878,100
	雇用保険料		262,000	259,783	天地 101,606 千々石 78,413 世知原 79,764
	預金利息等		0	12,173	天地 101 千々石 12,072
収入計(A)			195,193,000	194,094,626	天地 98,844,857 千々石 46,976,495 世知原 48,273,274

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	115,228,000	112,261,297	天地 48,859,607 千々石 31,496,269 世知原 31,905,421
	給料		34,645,000	34,635,300	天地 11,952,000 千々石 11,582,100 世知原 11,101,200
	報酬		37,474,000	37,470,600	天地 21,335,400 千々石 8,067,600 世知原 8,067,600
	職員手当等		23,782,000	21,517,449	天地 7,793,606 千々石 6,384,533 世知原 7,339,310
	社会保険料等		15,861,000	15,174,418	天地 6,583,401 千々石 4,303,826 世知原 4,287,191
	退職積立金		3,466,000	3,463,530	正規職員 12名分
管理費		(小計)	74,595,000	67,968,546	天地 41,528,310 千々石 12,436,821 世知原 14,003,415
	賃金		3,030,000	2,353,111	天地 1,391,520 千々石 494,045 世知原 467,546
	報償費		10,000	0	
	旅費		790,000	509,726	天地 169,850 千々石 159,946 世知原 179,930
	需用費	(小計)	23,040,000	18,161,983	天地 9,575,598 千々石 3,819,607 世知原 4,766,778
	消耗品費		5,497,000	4,455,026	天地 1,549,913 千々石 1,352,677 世知原 1,552,436
	光熱水費		10,553,000	9,448,273	天地 5,710,393 千々石 1,443,020 世知原 2,294,860
	燃料費		6,462,000	4,025,170	天地 2,238,688 千々石 950,430 世知原 836,052
	会議費		85,000	17,874	天地 5,324 千々石 7,600 世知原 4,950
	印刷費		443,000	215,640	天地 71,280 千々石 65,880 世知原 78,480
	役務費	(小計)	10,340,000	8,746,894	天地 3,627,631 千々石 2,499,670 世知原 2,619,593
	通信費		1,184,000	1,079,140	天地 567,249 千々石 176,208 世知原 335,683
	手数料		8,349,000	6,986,348	天地 2,752,742 千々石 2,131,006 世知原 2,102,600
	保険料		807,000	681,406	天地 307,640 千々石 192,456 世知原 181,310
	委託費	(小計)	16,295,000	15,070,870	天地 10,428,948 千々石 1,925,448 世知原 2,716,434
	設備・衛生・清掃		9,068,000	8,984,212	天地 6,161,826 千々石 994,860 世知原 1,827,526
	警備費		1,827,000	1,409,753	天地 1,095,833 千々石 137,340 世知原 176,580
	設備保守・点検		3,437,000	3,233,656	天地 1,830,640 千々石 690,688 世知原 712,328
	その他		1,963,000	1,443,249	天地 1,340,649 千々石 102,600
	使用料賃借料		1,577,000	1,424,334	天地 537,033 千々石 115,260 世知原 772,041
	修繕費		8,326,000	10,538,642	天地 4,975,118 千々石 3,177,471 世知原 2,386,053
	原材料費		303,000	221,426	天地 99,612 千々石 91,374 世知原 30,440
	備品費		0	90,360	千々石 90,360
	負担金		61,000	47,500	天地 18,500 千々石 14,500 世知原 14,500
	公課費		10,823,000	10,803,700	天地 10,704,500 千々石 49,100 世知原 50,100
事業費		(小計)	5,370,000	4,140,288	天地 1,057,046 千々石 2,031,908 世知原 1,051,334
	報償費		1,087,000	702,715	天地 313,075 千々石 347,840 世知原 41,800
	旅費		335,000	286,600	天地 76,400 千々石 195,420 世知原 14,780
	需用費	(小計)	1,539,000	1,261,718	天地 242,098 千々石 408,389 世知原 611,231
	消耗品費		1,160,000	1,021,898	天地 242,098 千々石 168,569 世知原 611,231
	燃料費		72,000	0	
	会議費		5,000	0	
	印刷費		302,000	239,820	千々石 239,820
	役務費	(小計)	565,000	367,700	天地 208,151 千々石 68,189 世知原 91,360
	通信費		530,000	364,895	天地 205,670 千々石 67,865 世知原 91,360
	手数料		13,000	605	天地 281 千々石 324
	保険料		22,000	2,200	天地 2,200
	使用料・賃借料		1,844,000	1,521,555	天地 217,322 千々石 1,012,070 世知原 292,163
支出計(B)			195,193,000	184,370,131	天地 91,444,963 千々石 45,964,998 世知原 46,960,170

収入額(A) - 支出額(B)	0	9,724,495
-----------------	---	-----------

令和2年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：佐世保青少年の天地

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	7,400,000	2,010,640	30年実績 7,230,030 31年実績 6,382,750
負債負担金			96,046,048	96,046,048	30年実績 86,872,000 31年実績 89,641,000
	管理運営負担金		91,720,048	89,867,799	30年実績 82,219,433 31年実績 84,665,882
	修繕等に要する負担金		4,326,000	6,178,249	30年実績 4,652,567 31年実績 4,975,118
自主事業等収入		(小計)	746,000	746,000	30年実績 746,000 31年実績 746,000
	自動販売機収入		746,000	746,000	コココーラ 450,000 長崎ヤクルト 256,000 ガイド・ドリンク 40,000
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	3,855,000	684,160	30年 2,421,409 31年 2,075,107
	クリーニング代		2,400,000	379,950	30年実績 2,322,300 31年実績 1,973,400
	エアコン徴収		1,359,000	176,200	令2年度から
	雇用保険料		96,000	128,008	30年実績 94,323 31年実績 101,606
	預金利息等		0	2	30年実績 4,786 31年実績 101
収入計(A)			108,047,048	99,486,848	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	50,858,000	48,465,080	
	給料		12,154,000	12,153,900	正規職員 4名分
	報酬		21,338,000	21,335,400	有期契約職員 8名分
	職員手当等		9,136,000	7,257,474	通勤手当 866,100 時間外手当1,239,742 賞与 3,880,715 他
	社会保険料等		7,014,000	6,502,916	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,216,000	1,215,390	正規職員 4名分
管理費		(小計)	54,698,048	44,458,392	
	賃金		1,787,000	1,026,170	臨時職員賃金 1,026,170
	報償費		10,000	0	
	旅費		350,000	88,340	次期指定管理事前打合面接 14,600 プログラム研修 900 事務局 72,840
	需用費	(小計)	13,762,000	6,481,731	
	消耗品費		2,303,000	1,738,031	コピー等(用紙含む)利用料 589,288 衛生清掃用品 264,415 事務用品他 884,328
	光熱水費		7,559,000	3,622,469	電気代 3,557,228 ガス代 65,241
	燃料費		3,510,000	1,037,631	A重油代 871,200 公用車燃料代他 166,431
	会議費		40,000	0	
	印刷費		350,000	83,600	エアコン利用領収書・天地 利用券他印刷 83,600
	役務費	(小計)	4,513,000	2,154,486	
	通信費		653,000	519,274	電話料 254,690 切手代 63,012 インターネット回線使用料 201,57 他
	手数料		3,500,000	1,380,142	クリーニング代 332,776 ボイラー・車等各種点検 669,636 浄化槽清掃 99,000 他
	保険料		360,000	255,070	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 150,470
	委託費	(小計)	11,680,000	9,455,285	
	設備・衛生・清掃		6,550,000	6,091,552	クリーナー 2,509,540 環境衛生管理 3,250,912 水質検査 他 331,100
	警備費		1,348,000	547,024	機械警備 130,680 夜間巡回業務委託 416,344
	設備保守・点検		1,900,000	1,870,000	浄化槽 114,510 ビュースター 627,000 電気保安 323,400 宿直 381,160 他
	その他		1,882,000	946,709	ボイラー委託 352,200 ビュースター運転委託 171,857 税理士 352,000 産廃処理 14,300 他
	使用料賃借料		602,000	498,821	NHK受信料 43,633 パソコン・複写機借り上げ 453,588 簡易無線電波利用 1,600
	修繕費		4,326,000	6,178,249	堂エアコン修繕 1,496,000 ボイラーバーナー修繕 231,330 本館排煙窓修繕 551,100 他
	原材料費		167,000	57,462	セメント他 57,462
	備品購入費		0	0	
	負担金		24,000	11,000	社会保険協会費 8,000 青少年教育施設協議会費 3,000
	補助金(コロナ特別補助)		5,827,048	5,827,048	千々石レストラン 1,000,000 世知原レストラン 2,000,000 天地レストラン委託費補助 2,827,048
	公課費		11,650,000	12,679,800	公用車等重量税 79,200 消費税 12,600,600
事業費		(小計)	2,491,000	326,527	
	報償費		821,000	63,380	主催事業の講師・指導補助員の謝金 63,380
	旅費		113,000	34,880	主催事業の講師・指導員の旅費 34,880
	需用費	(小計)	588,000	91,787	
	消耗品費		540,000	91,787	主催事業用消耗品 91,787
	燃料費		48,000	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		0	0	
	役務費	(小計)	453,000	74,480	
	通信費		358,000	69,820	フェリー代 60,920 郵便切手代 8,900
	手数料		83,000	4,300	テスト分析 4,300
	保険料		12,000	360	講師・指導員用保険料 360
	使用料・賃借料		516,000	62,000	ビュースター有料道路通行 2,000 トイレリース 60,000
支出計(B)			108,047,048	93,249,999	

収入額(A) - 支出額(B)	0	6,236,849
-----------------	---	-----------

令和2年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：千々石少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	1,084,000	123,540	30年実績 1,063,240 31年実績 1,236,960
負債負担金			44,503,000	44,503,000	30年実績 44,823,000 31年実績 44,805,000
	管理運営負担金		42,503,000	40,481,892	30年実績 41,809,062 31年実績 41,627,529
	修繕等に要する負担金		2,000,000	4,021,108	30年実績 3,013,938 31年実績 3,177,471
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,507,000	318,684	30年実績 1,058,532 31年実績 934,535
	クリーニング代		980,000	194,250	30年実績 978,300 31年実績 844,050
	エアコン徴収		445,000	48,200	令2年度から
	雇用保険料		82,000	74,677	30年実績 80,228 31年実績 78,413
	預金利息等		0	1,557	30年実績 4 31年実績 12,072
収入計(A)			47,094,000	44,945,224	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	32,434,000	29,564,792	
	給料		11,760,000	10,836,000	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期職員3名分
	職員手当等		6,944,000	5,452,902	通勤手当 945,600 時間外手当 520,173 賞与 3,164,335 他
	社会保険料等		4,486,000	4,124,690	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,176,000	1,083,600	正規職員 4名分
管理費		(小計)	13,070,000	10,464,290	
	賃金		750,000	117,076	キャンプリーダー賃金 75,840 清掃業務賃金 41,236
	報償費		0	0	
	旅費		300,000	14,500	次期指定管理事前打合面接 14,500
	需用費	(小計)	4,500,000	2,160,249	
	消耗品費		960,000	575,114	衛生清掃用具代 219,364 事務用品代・消火器等他 355,750
	光熱水費		2,345,000	1,090,419	電気代 1,075,915 ガス代 14,504
	燃料費		1,100,000	494,716	A重油 70,290 軽油・ガソリン・マイクロ燃料 424,426
	会議費		15,000	0	
	印刷費		80,000	0	
	役務費	(小計)	2,920,000	2,365,481	
	通信費		230,000	168,262	電話料 143,567 インターネット回線料他 24,695
	手数料		2,450,000	2,008,199	クリーニング代 810,237 ボイラー・車等各種点検 390,536 貯水槽・浄化槽清掃 280,500 害虫駆除他 526,962
	保険料		240,000	189,020	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 84,420
	委託費	(小計)	2,220,000	1,413,260	
	設備・衛生・清掃		1,100,000	524,900	クリーナー 405,000 ゴミ収集 119,900
	警備費		140,000	138,600	機械警備 138,600
	設備保守・点検		730,000	749,760	浄化槽保守点検 319,440 電気保安 232,320 消防設備 198,000
	その他		250,000	0	
	使用料賃借料		200,000	124,673	印刷機・パソコンリース料 55,704 NHK受信料 29,089 看板用土地・重機・電波 39,880
	修繕費		2,000,000	4,021,108	
	原材料費		100,000	191,843	木材 水性ペンキ 他 191,843
	備品費		0	0	
	負担金		20,000	7,000	社会保険協会 4,000 県青少年教育施設協議会 3,000
	補助金(コロナ特別補助)		0	0	
	公課費		60,000	49,100	公用車重量税 49,100
事業費		(小計)	1,590,000	580,432	
	報償費		170,000	15,860	冬子ども指導者 15,860
	旅費		200,000	87,900	主催事業の講師・指導員の旅費 87,900
	需用費	(小計)	430,000	325,334	
	消耗品費		150,000	98,841	主催事業用消耗品 98,841
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		280,000	226,493	コピー機利用料 226,493
	役務費	(小計)	90,000	48,528	
	通信費		80,000	48,528	ゆうメール・切手 48,528
	手数料		5,000	0	
	保険料		5,000	0	
	使用料・賃借料		700,000	102,810	バス借上げ料 50,000 有料道路他 52,810
支出計(B)			47,094,000	40,609,514	

収入額(A) - 支出額(B) 0 4,335,710

令和2年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：世知原少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	1,033,000	316,460	30年実績 1,012,860 31年実績 1,001,410
県負担金			47,299,000	47,299,000	30年実績 44,682,000 31年実績 46,314,000
	管理運営負担金		45,299,000	45,445,190	30年実績 43,186,030 31年実績 43,927,947
	修繕等に要する負担金		2,000,000	1,853,810	30年実績 1,495,970 31年実績 2,386,053
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,002,000	395,585	30年実績 1,001,283 31年実績 957,864
	クリーニング代		920,000	315,750	30年実績 920,400 31年実績 878,100
	エアコン徴収		0	0	
	雇用保険料		82,000	79,835	30年実績 80,883 31年実績 79,764
	預金利息等		0	0	30年実績 0 31年実績 0
収入計(A)			49,334,000	48,011,045	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	32,837,000	31,335,134	
	給料		11,283,000	11,327,100	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期契約職員3名分
	職員手当等		7,764,000	6,486,149	賞与 3,807,250 時間外手当 479,863 通勤手当 730,800 他
	社会保険料等		4,594,000	4,321,575	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,128,000	1,132,710	正規職員4名分
管理費		(小計)	14,842,000	10,726,617	
	賃金		600,000	390,160	キャンプリーダー賃金390,160
	報償費		0	0	
	旅費		200,000	19,750	所長会 2,820 次期指定管理事前打合面接 16,030 千々石引率 900
	需用費	(小計)	6,001,000	3,457,173	
	消耗品費		2,111,000	1,261,017	コピー機使用料 297,918 衛生関係 218,444 事務用品 他 744,655
	光熱水費		2,640,000	1,427,736	ガス代 34,958 水道代 497,717 電気料他 895,061
	燃料費		1,080,000	460,020	A重油 218,680 灯油・軽油・ガソリン他 241,340
	会議費		10,000	4,800	施設運営会議
	印刷費		160,000	303,600	利用の手引き
	役務費	(小計)	2,740,000	2,028,984	
	通信費		310,000	336,605	電話料 215,324 インターネット通話料 102,881 郵便切手代 18,400
	手数料		2,200,000	1,509,319	クリーニング代 412,210 貯水槽・浄化槽清掃 419,550 振込料 74,343 ボイラー検査他 603,216
	保険料		230,000	183,060	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 78,460
	委託費	(小計)	2,321,000	2,147,576	
	設備・衛生・清掃		1,311,000	1,250,196	クリーナー 900,000 環境衛生管理 184,800 ゴミ運搬処理 165,396
	警備費		180,000	178,200	機械警備 178,200
	設備保守・点検		780,000	719,180	浄化槽 286,000 消防 55,000 電気保安 211,200 給茶器・冷凍庫他 166,980
	その他		50,000	0	
	使用料賃借料		800,000	731,671	コピー機リース 384,912 パソコンリース 311,040 NHK受信料・無線機電波他 35,719
	修繕費		2,000,000	1,853,810	
	原材料費		100,000	39,493	塩ビパイプ・砕石 他
	備品費		0	0	
	負担金		20,000	7,000	社会保険協会 4,000 県青少年教育施設協議会 3,000
	補助金(コロナ特別補助)		0	0	
	公課費		60,000	51,000	公用車重量税 50,100
事業費		(小計)	1,655,000	520,611	
	報償費		100,000	0	
	旅費		100,000	0	
	需用費	(小計)	595,000	407,655	
	消耗品費		540,000	407,655	主催事業用消耗品 407,655
	燃料費		0	0	
	会議費		5,000	0	
	印刷費		50,000	0	
	役務費	(小計)	100,000	99,746	
	通信費		90,000	99,746	主催事業DM発送メール便代 99,746
	手数料		5,000	0	
	保険料		5,000	0	
	使用料・賃借料		760,000	13,210	有料道路 210 農地借地 13,000
支出計(B)			49,334,000	42,582,362	

収入額(A) - 支出額(B) 0 5,428,683

令和2年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：3施設合計

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	9,517,000	2,450,640	天地 2,010,640 千々石 123,540 世知原 316,460
負債負担金			187,848,048	187,848,048	天地 96,046,048 千々石 44,503,000 世知原 47,299,000
	管理運営負担金		179,522,048	175,794,881	天地 89,867,799 千々石 40,481,892 世知原 45,445,190
	修繕等に要する負担金		8,326,000	12,053,167	天地 6,178,249 千々石 4,021,108 世知原 1,853,810
自主事業等収入		(小計)	746,000	746,000	
	自動販売機収入		746,000	746,000	ココロラ 450,000 長崎ヤクルト 256,000 ガイド・ドリンク 40,000
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	6,364,000	1,398,429	天地 684,160 千々石 318,684 世知原 395,585
	クリーニング代		4,300,000	889,950	天地 379,950 千々石 194,250 世知原 315,750
			1,804,000	224,400	天地 176,200 千々石 48,200
	雇用保険料		260,000	282,520	天地 128,008 千々石 74,677 世知原 79,835
	預金利息等		0	1,559	天地 2 千々石 1,557
収入計(A)			204,475,048	192,443,117	天地 99,486,848 千々石 44,945,224 世知原 48,011,045

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	116,129,000	109,365,006	天地 48,465,080 千々石 29,564,792 世知原 31,335,134
	給料		35,197,000	34,317,000	天地 12,153,900 千々石 10,836,000 世知原 11,327,100
	報酬		37,474,000	37,470,600	天地 21,335,400 千々石 8,067,600 世知原 8,067,600
	職員手当等		23,844,000	19,196,525	天地 7,257,474 千々石 5,452,902 世知原 6,486,149
	社会保険料等		16,094,000	14,949,181	天地 6,502,916 千々石 4,124,690 世知原 4,321,575
	退職積立金		3,520,000	3,431,700	正規職員 12名分
管理費		(小計)	82,610,048	65,649,299	天地 44,458,392 千々石 10,464,290 世知原 10,726,617
	賃金		3,137,000	1,533,406	天地 1,026,170 千々石 117,076 世知原 390,160
	報償費		10,000	0	
	旅費		850,000	122,590	天地 88,340 千々石 14,500 世知原 19,750
	需用費	(小計)	24,263,000	12,099,153	天地 6,481,731 千々石 2,160,249 世知原 3,457,173
	消耗品費		5,374,000	3,574,162	天地 1,738,031 千々石 575,114 世知原 1,261,017
	光熱水費		12,544,000	6,140,624	天地 3,622,469 千々石 1,090,419 世知原 1,427,736
	燃料費		5,690,000	1,992,367	天地 1,037,631 千々石 494,716 世知原 460,020
	会議費		65,000	4,800	世知原 4,800
	印刷費		590,000	387,200	天地 83,600 世知原 303,600
	役務費	(小計)	10,173,000	6,548,951	天地 2,154,486 千々石 2,365,481 世知原 2,028,984
	通信費		1,193,000	1,024,141	天地 519,274 千々石 168,262 世知原 336,605
	手数料		8,150,000	4,897,660	天地 1,380,142 千々石 2,008,199 世知原 1,509,319
	保険料		830,000	627,150	天地 255,070 千々石 189,020 世知原 183,060
	委託費	(小計)	16,221,000	13,016,121	天地 9,455,285 千々石 1,413,260 世知原 2,147,576
	設備・衛生・清掃		8,961,000	7,866,648	天地 6,091,552 千々石 524,900 世知原 1,250,196
	警備費		1,668,000	863,824	天地 547,024 千々石 138,600 世知原 178,200
	設備保守・点検		3,410,000	3,338,940	天地 1,870,000 千々石 749,760 世知原 719,180
	その他		2,182,000	946,709	天地 946,709
	使用料賃借料		1,602,000	1,355,165	天地 498,821 千々石 124,673 世知原 731,671
	修繕費		8,326,000	12,053,167	天地 6,178,249 千々石 4,021,108 世知原 1,853,810
	原材料費		367,000	288,798	天地 57,462 千々石 191,843 世知原 39,493
	備品費		0	0	
	負担金		64,000	25,000	天地 11,000 千々石 7,000 世知原 7,000
	補助金(コロナ特別補助)		5,827,048	5,827,048	天地 5,827,048
	公課費		11,770,000	12,779,900	天地 12,679,800 千々石 49,100 世知原 51,000
事業費		(小計)	5,736,000	1,427,570	天地 326,527 千々石 580,432 世知原 520,611
	報償費		1,091,000	79,240	天地 63,380 千々石 15,860
	旅費		413,000	122,780	天地 34,880 千々石 87,900
	需用費	(小計)	1,613,000	824,776	天地 91,787 千々石 98,841 世知原 407,655
	消耗品費		1,230,000	598,283	天地 242,098 千々石 168,569 世知原 611,231
	燃料費		48,000	0	
	会議費		5,000	0	
	印刷費		330,000	226,493	千々石 226,493
	役務費	(小計)	643,000	222,754	天地 74,480 千々石 48,528 世知原 99,746
	通信費		528,000	218,094	天地 48,528 千々石 69,820 世知原 99,746
	手数料		93,000	4,300	天地 4,300
	保険料		22,000	360	天地 360
	使用料・賃借料		1,976,000	178,020	天地 62,000 千々石 102,810 世知原 13,210
支出計(B)			204,475,048	176,441,875	天地 88,583,799 千々石 40,609,514 世知原 42,582,362

収入額(A) - 支出額(B)	0	16,001,242
-----------------	---	------------

施設名：佐世保青少年の天地

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	7,622,000	3,008,570	31年実績 6,382,750 2年実績 2,010,640
県負担金			90,834,000	90,807,000	31年実績 89,641,000 2年実績 96,046,048
	管理運営負担金		84,344,000	83,321,218	31年実績84,665,882 2年実績 89,867,799
	修繕等に要する負担金		3,490,000	4,485,782	31年実績 4,975,118 2年実績 6,178,249
	コロナ支援補助金		3,000,000	3,000,000	(需用費へ 1,000,000 食堂補助へ 2,000,000)
自主事業等収入		(小計)	233,000	232,500	31年実績 746,000 2年実績 746,000
	自動販売機収入		233,000	232,500	令和3年度 コカコーラ 65,000 長崎ヤクルト 167,500
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	3,816,000	1,015,192	31年実績 2,075,107 2年実績 684,160
	クリーニング代		2,327,000	594,750	31年実績 1,973,400 2年実績 379,950
	エアコン徴収代		1,359,000	291,550	31年実績 0 2年実績 176,200
	雇用保険料		130,000	128,890	31年実績 101,606 2年実績 128,008
	預金利息等		0	2	31年実績 101 2年実績 2
収入計(A)			102,505,000	95,063,262	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	50,620,000	48,452,229	
	給料		12,433,000	12,432,900	正規職員 4名分
	報酬		21,336,000	21,335,400	有期契約職員 8名分
	職員手当等		8,477,000	7,120,645	通勤手当 1,172,700 時間外・夜間手当等 1,230,715 賞与 3,966,030 他
	社会保険料等		7,130,000	6,319,994	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,244,000	1,243,290	正規職員 4名分
管理費		(小計)	49,950,000	39,907,994	
	賃金		1,608,000	1,026,000	臨時職員賃金 1,026,000
	報償費		0	0	
	旅費		210,000	76,760	事務局旅費 76,760 所長会 他
	需用費	(小計)	13,090,000	7,634,329	
	消耗品費		3,099,000	2,142,101	寝具類 993,828 コピー利用料 183,405 衛生清掃用品 109,919 事務用品 181,817 他
	光熱水費		7,110,000	3,387,066	電気代 3,321,660 ガス代 65,406
	燃料費		2,561,000	2,021,012	A重油代 1,931,600 公用車燃料代他 89,412
	会議費		30,000	0	
	印刷費		290,000	84,150	領収書他印刷 18,700 利用案内 65,450
	役務費	(小計)	4,249,000	3,357,966	
	通信費		600,000	510,958	電話料 451,506 切手代 55,650 インターネット回線使用料 227,614 他
	手数料		3,333,000	2,549,958	クリーニング代 426,236 ボイラー関係 450,780 環境整備 796,000 健診 180,081 他
	保険料		316,000	297,050	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 109,770 ビュースター 82,680
	委託費	(小計)	13,747,000	9,035,196	
	設備・衛生・清掃		8,346,000	5,813,559	クリーナー 2,267,980 環境衛生管理 2,310,000 水質検査 706,200 ごみ収集 344,579 他
	警備費		1,515,000	676,694	機械警備 124,080 夜間巡回業務委託 552,614
	設備保守・点検		1,881,000	1,460,140	浄化槽 449,712 ビュースター 615,600 電気保安 291,600 他
	その他		2,005,000	1,084,803	ボイラー委託 817,105 ビュースター運転委託 158,000 他
	使用料賃借料		621,000	133,439	NHK受信料 42,079 パソコン・複写機借り上げ 89,760 他
	修繕費		3,490,000	4,485,782	イントラシステム両開きドア 409,970 ガラス中会議室エアコン修繕 990,000他
	原材料費		100,000	52,722	砂利等 4,338 耐火煉瓦等 25,080 7mm板 23,304
	備品購入費		0	0	
	負担金		20,000	12,500	社会保険協会 8,000 青少年教育施設協議会 3,000 九青少 1,500
	公課費		10,815,000	12,093,300	公用車重量税(3台) 114,000 消費税他 11,906,700 自動車税 72,600
	コロナ補助金(食堂補助)		2,000,000	2,000,000	千々石(700,000円)・世知原(1,300,000円) (天地事務局より2食堂へ一括支払い)
事業費		(小計)	1,935,000	128,949	
	報償費		698,000	52,400	主催事業の講師・指導補助員の謝金 52,400
	旅費		99,000	2,400	観望会旅費 2,400
	需用費	(小計)	303,000	31,564	
	消耗品費		259,000	31,564	主催事業用消耗品 31,564
	燃料費		44,000	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		0	0	
	役務費	(小計)	373,000	42,585	
	通信費		318,000	31,380	郵便切手代 31,380
	手数料		46,000	10,965	QUテスト診断料 10,965
	保険料		9,000	240	講師・指導員用保険料 240
	使用料・賃借料		462,000	0	
支出計(B)			102,505,000	88,489,172	
収入額(A) - 支出額(B)			0	6,574,090	

施設名：千々石少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	1,050,000	186,490	31年実績 1,236,960 2年実績 123,540
県負担金			43,341,000	43,350,000	31年実績 44,805,000 2年実績 44,503,000
	管理運営負担金		40,760,000	40,447,592	31年実績 41,627,529 2年実績 40,481,892
	修繕等に要する負担金		1,581,000	1,902,408	31年実績 3,177,471 2年実績 4,021,108
	コロナ支援補助金		1,000,000	1,000,000	(需用費へ 1,000,000)
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,527,000	411,642	31年実績 934,535 2年実績 318,684
	クリーニング代		1,000,000	258,900	31年実績 844,050 2年実績 194,250
	エアコン徴収代		445,000	75,100	31年実績 0 2年実績 48,200
	雇用保険料		82,000	77,638	31年実績 78,413 2年実績 74,677
	預金利息等		0	4	31年実績 12,072 2年実績 1,557
収入計(A)			45,918,000	43,948,132	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	31,523,000	30,409,201	
	給料		11,237,000	11,236,500	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期職員3名分
	職員手当等		6,681,000	5,787,494	通勤手当 945,600 時間外・夜間手当 594,939 賞与 3,574,955 他
	社会保険料等		4,413,000	4,193,957	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,124,000	1,123,650	
管理費		(小計)	12,733,000	10,904,525	
	賃金		500,000	14,778	臨時職員 14,778
	報償費		0	0	
	旅費		200,000	20,220	委員監査 11,440 運営協議会 7,580 利用者促進 1,200
	需用費	(小計)	5,334,000	3,985,784	
	消耗品費		1,900,000	2,071,903	寝具 1,016,000 事務用品代 114,092 衛生清掃用具代 163,337 電気器具 253,489 他
	光熱水費		2,252,000	1,203,879	電気代 1,179,716 ガス代 24,163
	燃料費		1,062,000	643,752	A重油 119,350 ガソリン代 208,863 軽油代 212,010 他
	会議費		10,000	800	運営協議会費用 800
	印刷費		110,000	65,450	封筒 45,650 領収書 19,800
	役務費	(小計)	2,642,000	2,807,437	
	通信費		200,000	175,110	電話料 151,099 インターネット回線料 24,011
	手数料		2,242,000	2,419,827	クリーニング代 425,117 水質検査 120,560 貯水槽等清掃 321,380 他
	保険料		200,000	212,500	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 107,900
	委託費	(小計)	2,010,000	1,516,880	
	設備・衛生・清掃		900,000	583,100	クリーナー505,000 ゴミ収集 78,1000
	警備費		150,000	132,000	機械警備 132,000
	設備保守・点検		860,000	788,480	浄化槽保守点検 325,100 電気保安 232,320 消防設備 231,000
	その他		100,000	13,300	ピユースター運転 13,300
	使用料賃借料		300,000	448,579	パソコン等リース料 350,460 NHK受信料 28,055 重機レンタル 59,644 他
	修繕費		1,581,000	1,902,408	汚水管修繕 322,000 排水ポンプ修繕 385,000 プレイトール空気管修理 280,500 他
	原材料費		100,000	15,539	セメント他 1,815 ボルト 7,040 木材 6,684
	備品費		0	135,300	エアコン設置
	負担金		16,000	8,500	社会保険協会 4,000 九州地区協議会 1,500 青少年教育施設協議会 3,000
	公課費		50,000	49,100	公用車重量税 49,100
	コロナ補助金(食堂補助)		0	0	(天地事務局より千々石食堂へ直接支払い700,000円)
事業費		(小計)	1,662,000	462,560	
	報償費		120,000	20,040	講師謝金 20,040
	旅費		200,000	73,410	職員他旅費 73,410
	需用費	(小計)	410,000	291,153	
	消耗品費		130,000	118,173	主催事業用消耗品 118,173
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		280,000	172,980	コピー代 172,980(DM印刷)
	役務費	(小計)	90,000	36,227	
	通信費		80,000	36,227	切手代 3,360 主催事業DM発送費用 32,867
	手数料		5,000	0	
	保険料		5,000	0	
	使用料・賃借料		842,000	41,730	マイクロバスレンタル 30,000 有料道路代 11,730
支出計(B)			45,918,000	41,776,286	
収入額(A) - 支出額(B)			0	2,171,846	

令和3年度 一般会計管理費決算報告

(様式17)

施設名：世知原少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	960,000	189,790	31年実績 1,001,410 2年実績 316,460
県負担金			46,992,000	47,010,000	31年実績 46,314,000 2年実績 47,299,000
	管理運営負担金		44,411,000	44,481,601	31年実績 43,927,947 2年実績 45,445,190
	修繕等に要する負担金		1,581,000	1,528,399	31年実績 2,386,053 2年実績 1,853,810
	コロナ支援補助金		1,000,000	1,000,000	(需用費へ 1,000,000)
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,034,000	430,014	31年実績 957,864 2年実績 395,585
	クリーニング代		960,000	348,000	31年実績 878,100 2年実績 315,750
	エアコン徴収代		0	0	
	雇用保険料		74,000	82,014	31年実績 79,764 2年実績 79,835
	預金利息等		0	0	31年実績 0 2年実績 0
収入計(A)			48,986,000	47,629,804	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	33,069,000	32,132,561	
	給料		11,634,000	11,633,100	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期契約職員3名分
	職員手当等		7,571,000	6,951,276	通勤手当 769,200 時間外・夜間手当 854,386 賞与 3,923,690 他
	社会保険料等		4,632,000	4,317,275	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,164,000	1,163,310	
管理費		(小計)	14,511,000	11,665,839	
	賃金		600,000	308,817	キャンブリーダー賃金 308,817
	報償費		0	0	
	旅費		125,000	14,100	青少年教育研修会 14,100
	需用費	(小計)	6,434,000	4,349,376	
	消耗品費		2,766,000	2,203,477	三つ折りマットレス 770,000 コピー機使用料 335,490 清掃用具 164,325 他
	光熱水費		2,470,000	1,520,658	ガス代 37,927 水道代 538,627 電気料 944,104
	燃料費		788,000	482,241	A重油 212,080 灯油代 109,582 ガソリン・軽油代 160,579
	会議費		10,000	0	
	印刷費		400,000	143,000	封筒 68,200 昆虫カード 74,800
	役務費	(小計)	2,558,000	2,146,732	
	通信費		320,000	333,743	電話料 211,614 インターネット通話料 26,244 郵便切手代 33,560 他
	手数料		2,043,000	1,640,249	クリーニング代 534,595 浄化槽清掃 284,350 ボイラー検査 194,060 他
	保険料		195,000	172,740	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 68,140
	委託費	(小計)	2,303,000	1,988,660	
	設備・衛生・清掃		1,131,000	1,097,880	クリーナー 690,000 環境衛生管理 184,800 他
	警備費		200,000	171,600	機械警備 171,600
	設備保守・点検		932,000	719,180	浄化槽 286,000 消防 55,000 電気保安 211,200 冷凍庫・冷蔵庫 166,980
	その他		40,000	0	
	使用料賃借料		759,000	912,095	コピー機リース 290,400 パソコンリース 382,360 NHK受信料 28,055 他
	修繕費		1,581,000	1,528,399	煙感知器取替 249,700 公用車アゲート修繕 209,000 屋外女子便所洋式改修 440,000 他
	原材料費		80,000	14,960	板材 8,580 耐火ボード 6,380
	備品費		0	343,200	無線機 6台
	負担金		16,000	8,500	社会保険協会費 4,000 九州地区・青少年教育施設協議会 4,500
	公課費		55,000	51,000	公用車重量税 51,000
	コロナ補助金(食堂補助)		0	0	(天地事務局より世知原食堂へ直接支払い1,300,000円)
事業費		(小計)	1,406,000	597,764	
	報償費		50,000	32,700	主催事業の講師謝金 32,700
	旅費		10,000	0	
	需用費	(小計)	551,000	380,424	
	消耗品費		501,000	380,424	作業用具 312,801 薬品代 17,604 キャンプ関係 50,019
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		50,000	0	
	役務費	(小計)	100,000	77,630	
	通信費		90,000	77,300	ゆうメール等 61,313 はがき 16,317
	手数料		5,000	330	
	保険料		5,000	0	
	使用料・賃借料		695,000	107,010	バス借上げ料 86,900 ビュースター運転 4,000 有料道路料 3,110
支出計(B)			48,986,000	44,396,164	
収入額(A) - 支出額(B)			0	3,233,640	

施設名：3施設合計

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳					
利用料金収入		(小計)	9,632,000	3,384,850	天地	3,008,570	千々石	186,490	世知原	189,790
県負担金			181,167,000	181,167,000	天地	90,807,000	千々石	43,350,000	世知原	47,010,000
	管理運営負担金		169,515,000	168,250,411	天地	83,321,218	千々石	40,447,592	世知原	44,481,601
	修繕等に要する負担金		6,652,000	7,916,589	天地	4,485,782	千々石	1,902,408	世知原	1,528,399
	コロナ支援補助金		5,000,000	5,000,000	天地	3,000,000	千々石	1,000,000	世知原	1,000,000
自主事業等収入		(小計)	233,000	232,500	天地	232,500	千々石	0	世知原	0
	自動販売機収入		233,000	232,500	天地	232,500	千々石	0	世知原	0
	その他		0	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
雑収入		(小計)	6,377,000	1,856,848	天地	1,015,192	千々石	411,642	世知原	430,014
	クリーニング代		4,287,000	1,201,650	天地	594,750	千々石	258,900	世知原	348,000
	エアコン徴収代		1,804,000	366,650	天地	291,550	千々石	75,100	世知原	0
	雇用保険料		286,000	288,542	天地	128,890	千々石	77,638	世知原	82,014
	預金利息等		0	6	天地	2	千々石	4	世知原	0
収入計(A)			197,409,000	186,641,198		95,063,262		43,948,132		47,629,804

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳					
人件費		(小計)	115,212,000	110,993,991	天地	48,452,229	千々石	30,409,201	世知原	32,132,561
	給料		35,304,000	35,302,500	天地	12,432,900	千々石	11,236,500	世知原	11,633,100
	報酬		37,472,000	37,470,600	天地	21,335,400	千々石	8,067,600	世知原	8,067,600
	職員手当等		22,729,000	19,859,415	天地	7,120,645	千々石	5,787,494	世知原	6,951,276
	社会保険料等		16,175,000	14,831,226	天地	6,319,994	千々石	4,193,957	世知原	4,317,275
	退職積立金		3,532,000	3,530,250	天地	1,243,290	千々石	1,123,650	世知原	1,163,310
管理費		(小計)	77,194,000	62,478,358	天地	39,907,994	千々石	10,904,525	世知原	11,665,839
	賃金		2,708,000	1,349,595	天地	1,026,000	千々石	14,778	世知原	308,817
	報償費		0	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
	旅費		535,000	111,080	天地	76,760	千々石	20,220	世知原	14,100
	需用費	(小計)	24,858,000	15,969,489	天地	7,634,329	千々石	3,985,784	世知原	4,349,376
	消耗品費		7,765,000	6,417,481	天地	2,142,101	千々石	2,071,903	世知原	2,203,477
	光熱水費		11,832,000	6,111,603	天地	3,387,066	千々石	1,203,879	世知原	1,520,658
	燃料費		4,411,000	3,147,005	天地	2,021,012	千々石	643,752	世知原	482,241
	会議費		50,000	800	天地	0	千々石	800	世知原	0
	印刷費		800,000	292,600	天地	84,150	千々石	65,450	世知原	143,000
	役務費	(小計)	9,449,000	8,312,135	天地	3,357,966	千々石	2,807,437	世知原	2,146,732
	通信費		1,120,000	1,019,811	天地	510,958	千々石	175,110	世知原	333,743
	手数料		7,618,000	6,610,034	天地	2,549,958	千々石	2,419,827	世知原	1,640,249
	保険料		711,000	682,290	天地	297,050	千々石	212,500	世知原	172,740
	委託費	(小計)	18,060,000	12,540,736	天地	9,035,196	千々石	1,516,880	世知原	1,988,660
	設備・衛生・清掃		10,377,000	7,494,539	天地	5,813,559	千々石	583,100	世知原	1,097,880
	警備費		1,865,000	980,294	天地	676,694	千々石	132,000	世知原	171,600
	設備保守・点検		3,673,000	2,967,800	天地	1,460,140	千々石	788,480	世知原	719,180
	その他		2,145,000	1,098,103	天地	1,084,803	千々石	13,300	世知原	0
	使用料賃借料		1,680,000	1,494,113	天地	133,439	千々石	448,579	世知原	912,095
	修繕費		6,652,000	7,916,589	天地	4,485,782	千々石	1,902,408	世知原	1,528,399
	原材料費		280,000	83,221	天地	52,722	千々石	15,539	世知原	14,960
	備品費		0	478,500	天地	0	千々石	135,300	世知原	343,200
	負担金		52,000	29,500	天地	12,500	千々石	8,500	世知原	8,500
	公課費		10,920,000	12,193,400	天地	12,093,300	千々石	49,100	世知原	51,000
	コロナ補助金(食堂補助)		2,000,000	2,000,000	天地	2,000,000	千々石	0	世知原	0
事業費		(小計)	5,003,000	1,189,273	天地	128,949	千々石	462,560	世知原	597,764
	報償費		868,000	105,140	天地	52,400	千々石	20,040	世知原	32,700
	旅費		309,000	75,810	天地	2,400	千々石	73,410	世知原	0
	需用費	(小計)	1,264,000	703,141	天地	31,564	千々石	291,153	世知原	380,424
	消耗品費		890,000	530,161	天地	31,564	千々石	118,173	世知原	380,424
	燃料費		44,000	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
	会議費		0	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
	印刷費		330,000	172,980	天地	0	千々石	172,980	世知原	0
	役務費	(小計)	563,000	156,442	天地	42,585	千々石	36,227	世知原	77,630
	通信費		488,000	144,907	天地	31,380	千々石	36,227	世知原	77,300
	手数料		56,000	11,295	天地	10,965	千々石	0	世知原	330
	保険料		19,000	240	天地	240	千々石	0	世知原	0
	使用料・賃借料		1,999,000	148,740	天地	0	千々石	41,730	世知原	107,010
支出計(B)			197,409,000	174,661,622		88,489,172		41,776,286		44,396,164
収入額(A) - 支出額(B)			0	11,979,576						

施設名：佐世保青少年の天地

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	7,622,000	6,029,060	2年実績 2,010,640 3年実績 3,008,570
県負担金			88,271,000	87,971,000	2年実績 96,046,048 3年実績 90,807,000
	管理運営負担金		84,903,000	83,544,145	2年実績 89,867,799 3年実績 83,321,218
	修繕等に要する負担金		3,112,000	4,170,855	2年実績 6,178,249 3年実績 4,485,782
	電気代等高騰支援金		256,000	256,000	
自主事業等収入		(小計)	233,000	232,500	2年実績 746,000 3年実績 232,500
	自動販売機収入		233,000	232,500	令和4年度 コカコーラ 65,000 長崎ヤクルト 167,500
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	3,815,000	2,280,144	2年実績 684,160 3年実績 1,015,192
	クリーニング代		2,327,000	1,150,500	2年実績 379,950 3年実績 594,750
	エアコン徴収代		1,359,000	955,090	2年実績 176,200 3年実績 291,550
	雇用保険料		129,000	174,551	2年実績 128,008 3年実績 128,890
	預金利息等		0	3	2年実績 2 3年実績 2
収入計(A)			99,941,000	96,512,704	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	50,906,000	49,474,723	
	給料		12,563,000	12,545,400	正規職員 4名分
	報酬		21,336,000	21,335,400	有期契約職員 8名分
	職員手当等		8,518,000	7,857,318	通勤手当 時間外・夜間手当等 賞与 他
	社会保険料等		7,232,000	6,482,065	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,257,000	1,254,540	正規職員 4名分
管理費		(小計)	47,081,000	42,709,344	
	賃金		1,608,000	1,026,480	臨時職員賃金 1,026,480
	報償費		0	0	
	旅費		225,000	118,720	事務局旅費 64,820 天地旅費 教育施設協議会旅費等 53,900
	需用費	(小計)	12,805,000	12,460,955	
	消耗品費		2,003,000	1,420,185	事務局 コピー代他 147,161 天地 消耗品 217,448 清掃用具 207,055 コピー関係 193,115 他
	光熱水費		7,662,000	8,201,274	電気代 8,136,462 ガス代 64,812
	燃料費		2,820,000	2,768,216	A重油代 2,596,440 公用車燃料代他 171,776
	会議費		30,000	0	
	印刷費		290,000	71,280	利用券領収書 71,280
	役務費	(小計)	4,249,000	2,859,476	
	通信費		600,000	504,016	事務局電話・切手等 253,091 インターネット電話料 232,944 切手代16,080 他
	手数料		3,333,000	2,100,870	クリーニング代 645,416 ボイラー関係 479,380 環境整備 364,500 振込・健診216,205 他
	保険料		316,000	254,590	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 149,990
	委託費	(小計)	11,676,000	10,133,345	
	設備・衛生・清掃		6,443,000	6,334,010	クリーナー 2,737,680 環境衛生管理 2,310,000 水質検査 706,200 ごみ収集 395,330 他
	警備費		1,457,000	996,278	機械警備 124,080 夜間巡回業務委託 872,198
	設備保守・点検		1,776,000	1,476,640	浄化槽 458,040 ビュースター天文330,000 電気保安 291,600 イレベーター 92,400 他
	その他		2,000,000	1,326,417	ボイラー運転 839,120 ビュースター運転 113,297 税理士 352,000 他
	使用料賃借料		621,000	201,393	NHK受信料 42,613 パソコン・複写機借り上げ 157,180 電波無線 1,600
	修繕費		3,112,000	4,170,855	ロッジ棟畳替 386,650 テニスコート芝補修 451,000 本館煙突補修 715,000 他
	原材料費		100,000	91,620	砂利等 4,120 杉板・角材 87,500
	備品購入費		0	0	
	負担金		20,000	18,500	社会保険協会 8,000 青少年教育施設協議会 3,000 九青少協 7,500
	公課費		12,665,000	11,628,000	公用車重量税 6,600 消費税他 11,548,800 自動車税 72,600
	コロナ補助金(食堂補助)		0	0	
事業費		(小計)	1,954,000	257,037	
	報償費		337,000	124,217	主催事業の講師・指導補助員の謝金 52,400
	旅費		110,000	4,200	観望会旅費 4,200
	需用費	(小計)	891,000	36,170	
	消耗品費		891,000	36,170	主催事業用消耗品 36,170
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		0	0	
	役務費	(小計)	416,000	32,450	
	通信費		352,000	22,320	郵便切手代 22,320
	手数料		61,000	9,890	QUテスト診断料 9,890
	保険料		3,000	240	講師・指導員用保険料 240
	使用料・賃借料		200,000	60,000	トイレ借
支出計(B)			99,941,000	92,441,104	
収入額(A) - 支出額(B)			0	4,071,600	

施設名：千々石少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	1,050,000	428,460	2年実績 123,540 3年実績 186,490
県負担金			42,169,000	42,469,000	2年実績 44,503,000 3年実績 43,350,000
	管理運営負担金		40,733,000	39,682,440	2年実績 40,481,892 3年実績 40,447,592
	修繕等に要する負担金		1,436,000	2,786,560	2年実績 4,021,108 3年実績 1,902,408
	電気代等高騰支援金		0	0	
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,520,000	816,022	2年実績 318,684 3年実績 411,642
	クリーニング代		1,000,000	490,800	2年実績 194,250 3年実績 258,900
	エアコン徴収代		445,000	218,200	2年実績 48,200 3年実績 75,100
	雇用保険料		75,000	107,018	2年実績 74,677 3年実績 77,638
	預金利息等		0	4	2年実績 1,557 3年実績 4
収入計(A)			44,739,000	43,713,482	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	31,975,000	31,541,810	
	給料		11,471,000	11,470,200	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期職員3名分
	職員手当等		6,767,000	6,481,763	通勤手当 945,600 時間外・夜間手当 1,210,833 賞与 3,653,330 他
	社会保険料等		4,521,000	4,375,227	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,148,000	1,147,020	正規職員 4名分
管理費		(小計)	11,386,000	10,831,393	
	賃金		268,000	0	
	報償費		0	0	
	旅費		200,000	61,340	運営協議会 20,920 職員研修 38,920 利用者促進他 1,500
	需用費	(小計)	4,249,000	3,572,512	
	消耗品費		870,000	725,852	衛生対策 206,019 電気機器類 124,692 環境整備 63,416 事務用品代 60,484 他
	光熱水費		2,305,000	1,927,713	電気代 1,432,497 中間ポンプ電気代 468,489 ガス代 26,727
	燃料費		984,000	893,347	A重油 227,128 ガソリン代 265,088 軽油代 265,804 他
	会議費		10,000	5,800	運営協議会費用 5,800
	印刷費		80,000	19,800	領収書 19,800
	役務費	(小計)	2,644,000	2,244,294	
	通信費		180,000	186,454	電話料 164,368 インターネット回線料 22,086
	手数料		2,256,000	1,787,320	クリーニング代 610,137 水質検査 120,560 貯水槽等清掃 298,500 他
	保険料		208,000	270,520	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 165,920
	委託費	(小計)	1,861,000	1,578,330	
	設備・衛生・清掃		839,000	588,100	クリーナー 510,000 ゴミ収集 78,100
	警備費		132,000	132,000	機械警備 132,000
	設備保守・点検		790,000	787,930	浄化槽保守点検 325,160 電気保安 232,320 消防設備 230,450
	その他		100,000	70,300	ビュースター運転 70,300
	使用料賃借料		430,000	392,049	パソコン等リース料 350,460 NHK受信料 28,409 高速代 2,510 他
	修繕費		1,436,000	2,786,560	大研修室エアコン取替 902,000 火災受信盤修繕 321,860 プレイホ-ル照明補修 322,300 他
	原材料費		100,000	708	浴槽排水栓
	備品費		132,000	132,000	エアコン
	負担金		16,000	14,500	社会保険協会 4,000 九州地区協議会 7,500 青少年教育施設協議会 3,000
	公課費		50,000	49,100	公用車重量税 49,100
	コロナ補助金(食堂補助)		0	0	
事業費		(小計)	1,378,000	919,555	
	報償費		100,000	20,040	主催講師謝金 20,040
	旅費		200,000	256,270	職員他旅費 256,270
	需用費	(小計)	390,000	350,402	
	消耗品費		150,000	137,640	主催事業用消耗品 137,640
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		240,000	212,762	コピー代 212,762
	役務費	(小計)	90,000	41,733	
	通信費		80,000	41,733	切手代 13,480 郵便 28,253
	手数料		5,000	0	
	保険料		5,000	0	
	使用料・賃借料		598,000	251,110	マイクロバスレンタル 20,000 有料道路代 95,270 貸切バス 132,000 他
支出計(B)			44,739,000	43,292,758	
収入額(A) - 支出額(B)			0	420,724	

施設名：世知原少年自然の家

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
利用料金収入		(小計)	960,000	181,170	2年実績 316,460 3年実績 189,790
県負担金			46,258,000	46,258,000	2年実績 47,299,000 3年実績 47,010,000
	管理運営負担金		44,547,000	44,559,768	2年実績 45,445,190 3年実績 44,481,601
	修繕等に要する負担金		1,436,000	1,423,232	2年実績 1,853,810 3年実績 1,528,399
	電気代等高騰支援金		275,000	275,000	
自主事業等収入		(小計)	0	0	
	自動販売機収入		0	0	
	その他		0	0	
雑収入		(小計)	1,040,000	616,443	2年実績 395,585 3年実績 430,014
	クリーニング代		960,000	506,250	2年実績 315,750 3年実績 348,000
	エアコン徴収代		0	0	
	雇用保険料		80,000	110,193	2年実績 79,83 3年実績 82,014
	預金利息等		0	0	2年実績 0 3年実績 0
収入計(A)			48,258,000	47,055,613	

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳
人件費		(小計)	33,154,000	32,577,595	
	給料		11,803,000	11,802,900	正規職員4名分
	報酬		8,068,000	8,067,600	有期契約職員3名分
	職員手当等		7,440,000	7,004,612	通勤手当 769,200 時間外・夜間手当 1,041,202 賞与 3,928,210 他
	社会保険料等		4,662,000	4,522,193	健康保険料・厚生年金保険料事業主負担分
	退職積立金		1,181,000	1,180,290	正規職員4名分
管理費		(小計)	13,851,000	10,955,535	
	賃金		600,000	369,693	キャンプリーダー賃金 369,693
	報償費		0	0	
	旅費		125,000	30,840	青少年教育研修会 19,100 各種説明会 2,820 研修会等 8,920
	需用費	(小計)	6,101,000	4,497,918	
	消耗品費		2,026,000	1,321,326	炊飯関係 285,200 コピー関係 662,638 清掃用具 65,767 作業用具 101,666 他
	光熱水費		2,835,000	2,457,836	ガス代 38,404 水道代 588,833 電気料 1,830,599
	燃料費		1,060,000	664,490	A重油 381,392 灯油代 76,092 カリソ・軽油代 207,006
	会議費		10,000	11,916	施設運営協議会 7,416 安全講習 4,500
	印刷費		170,000	42,350	封筒 42,350
	役務費	(小計)	2,558,000	2,167,798	
	通信費		400,000	314,452	電話料 212,482 インターネット通話料他 101,970
	手数料		1,963,000	1,672,656	クリーニング代 544,292 浄化槽清掃 275,000 ボイラー検査 194,060 他
	保険料		195,000	180,690	全国青少年教育施設賠償保険 104,600 公用車保険 76,090
	委託費	(小計)	2,121,000	1,649,601	
	設備・衛生・清掃		1,224,000	723,181	クリーナー 300,000 環境衛生管理 184,800 ゴミ収集 190,905 他
	警備費		172,000	171,600	機械警備 171,600
	設備保守・点検		725,000	754,820	浄化槽 286,000 消防 55,000 電気保安 211,200 冷凍庫・冷蔵庫 202,620
	その他		0	0	
	使用料賃借料		759,000	740,061	コピー機リース 290,400 パソコンリース 417,120 NHK受信料 28,409 他
	修繕費		1,436,000	1,423,232	野外男子便所洋式改修 440,000 ボイラー室天井補修 770,000 他
	原材料費		80,000	10,892	板材 2,332 耐火ボード 5,060 セメント 3,500
	備品費		0	0	
	負担金		16,000	14,500	社会保険協会費 4,000 青少年教育施設協議会 10,500
	公課費		55,000	51,000	公用車重量税 51,000
	コロナ補助金(食堂補助)		0	0	(天地事務局より世知原食堂へ直接支払い11,300,000円)
事業費		(小計)	1,253,000	505,598	
	報償費		85,000	38,300	主催事業の講師謝金 38,300
	旅費		10,000	0	
	需用費	(小計)	421,000	287,185	
	消耗品費		371,000	287,185	作業用具 281,870 キャンプ関係 5,315
	燃料費		0	0	
	会議費		0	0	
	印刷費		50,000	0	
	役務費	(小計)	100,000	111,823	
	通信費		90,000	110,613	ゆうメール等 83,471 はがき 27,142
	手数料		5,000	1,210	ゆうメール 1,210
	保険料		5,000	0	
	使用料・賃借料		637,000	68,290	バス借上げ料 39,600 有料道路料 28,690
支出計(B)			48,258,000	44,038,728	
収入額(A) - 支出額(B)			0	3,016,885	

施設名：3施設合計

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳					
利用料金収入		(小計)	9,632,000	6,638,690	天地	6,029,060	千々石	428,460	世知原	181,170
県負担金			176,698,000	176,698,000	天地	87,971,000	千々石	42,469,000	世知原	46,258,000
	管理運営負担金		170,183,000	167,786,353	天地	83,544,145	千々石	39,682,440	世知原	44,559,768
	修繕等に要する負担金		5,984,000	8,380,647	天地	4,170,855	千々石	2,786,560	世知原	1,423,232
	電気代等高騰支援金		531,000	531,000	天地	256,000	千々石	0	世知原	275,000
自主事業等収入		(小計)	233,000	232,500	天地	232,500	千々石	0	世知原	0
	自動販売機収入		233,000	232,500	天地	232,500	千々石	0	世知原	0
	その他		0	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
雑収入		(小計)	6,375,000	3,712,609	天地	2,280,144	千々石	816,022	世知原	616,443
	クリーニング代		4,287,000	2,147,550	天地	1,150,500	千々石	490,800	世知原	506,250
	エアコン徴収代		1,804,000	1,173,290	天地	955,090	千々石	218,200	世知原	0
	雇用保険料		284,000	391,762	天地	174,551	千々石	107,018	世知原	110,193
	預金利息等		0	7	天地	3	千々石	4	世知原	0
収入計(A)			192,938,000	187,281,799		96,512,704		43,713,482		47,055,613

区分	項目	小項目	予算額	精算額	積算内訳					
人件費		(小計)	116,035,000	113,594,128	天地	49,474,723	千々石	31,541,810	世知原	32,577,595
	給料		35,837,000	35,818,500	天地	12,545,400	千々石	11,470,200	世知原	11,802,900
	報酬		37,472,000	37,470,600	天地	21,335,400	千々石	8,067,600	世知原	8,067,600
	職員手当等		22,725,000	21,343,693	天地	7,857,318	千々石	6,481,763	世知原	7,004,612
	社会保険料等		16,415,000	15,379,485	天地	6,482,065	千々石	4,375,227	世知原	4,522,193
	退職積立金		3,586,000	3,581,850	天地	1,254,540	千々石	1,147,020	世知原	1,180,290
管理費		(小計)	72,318,000	64,496,272	天地	42,709,344	千々石	10,831,393	世知原	10,955,535
	賃金		2,476,000	1,396,173	天地	1,026,480	千々石	0	世知原	369,693
	報償費		0	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
	旅費		550,000	210,900	天地	118,720	千々石	61,340	世知原	30,840
	需用費	(小計)	23,155,000	20,531,385	天地	12,460,955	千々石	3,572,512	世知原	4,497,918
	消耗品費		4,899,000	3,467,363	天地	1,420,185	千々石	725,852	世知原	1,321,326
	光熱水費		12,802,000	12,586,823	天地	8,201,274	千々石	1,927,713	世知原	2,457,836
	燃料費		4,864,000	4,326,053	天地	2,768,216	千々石	893,347	世知原	664,490
	会議費		50,000	17,716	天地	0	千々石	5,800	世知原	11,916
	印刷費		540,000	133,430	天地	71,280	千々石	19,800	世知原	42,350
	役務費	(小計)	9,451,000	7,271,568	天地	2,859,476	千々石	2,244,294	世知原	2,167,798
	通信費		1,180,000	1,004,922	天地	504,016	千々石	186,454	世知原	314,452
	手数料		7,552,000	5,560,846	天地	2,100,870	千々石	1,787,320	世知原	1,672,656
	保険料		719,000	705,800	天地	254,590	千々石	270,520	世知原	180,690
	委託費	(小計)	15,658,000	13,361,276	天地	10,133,345	千々石	1,578,330	世知原	1,649,601
	設備・衛生・清掃		8,506,000	7,645,291	天地	6,334,010	千々石	588,100	世知原	723,181
	警備費		1,761,000	1,299,878	天地	996,278	千々石	132,000	世知原	171,600
	設備保守・点検		3,291,000	3,019,390	天地	1,476,640	千々石	787,930	世知原	754,820
	その他		2,100,000	1,396,717	天地	1,326,417	千々石	70,300	世知原	0
	使用料賃借料		1,810,000	1,333,503	天地	201,393	千々石	392,049	世知原	740,061
	修繕費		5,984,000	8,380,647	天地	4,170,855	千々石	2,786,560	世知原	1,423,232
	原材料費		280,000	103,220	天地	91,620	千々石	708	世知原	10,892
	備品費		132,000	132,000	天地	0	千々石	132,000	世知原	0
	負担金		52,000	47,500	天地	18,500	千々石	14,500	世知原	14,500
	公課費		12,770,000	11,728,100	天地	11,628,000	千々石	49,100	世知原	51,000
	コ口才補助金(食堂補助)		0	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
事業費		(小計)	4,585,000	1,682,190	天地	257,037	千々石	919,555	世知原	505,598
	報償費		522,000	182,557	天地	124,217	千々石	20,040	世知原	38,300
	旅費		320,000	260,470	天地	4,200	千々石	256,270	世知原	0
	需用費	(小計)	1,702,000	673,757	天地	36,170	千々石	350,402	世知原	287,185
	消耗品費		1,412,000	460,995	天地	36,170	千々石	137,640	世知原	287,185
	燃料費		0	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
	会議費		0	0	天地	0	千々石	0	世知原	0
	印刷費		290,000	212,762	天地	0	千々石	212,762	世知原	0
	役務費	(小計)	606,000	186,006	天地	32,450	千々石	41,733	世知原	111,823
	通信費		522,000	174,666	天地	22,320	千々石	41,733	世知原	110,613
	手数料		71,000	11,100	天地	9,890	千々石	0	世知原	1,210
	保険料		13,000	240	天地	240	千々石	0	世知原	0
	使用料・賃借料		1,435,000	379,400	天地	60,000	千々石	251,110	世知原	68,290
支出計(B)			192,938,000	179,772,590		92,441,104		43,292,758		44,038,728
収入額(A) - 支出額(B)			0	7,509,209						